

第百六十六回国 参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十九年四月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十九日

辞任

加藤 敏幸君

渡辺 孝男君

四月二十日

辞任

犬塚 直史君

山本 香苗君

四月二十三日

辞任

福本 潤一君

四月二十四日

辞任

浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

松下 新平君

山本 香苗君

補欠選任

小川 勝也君

渡辺 孝男君

補欠選任

浜田 昌良君

補欠選任

福本 潤一君

加治屋義人君

岩城 光英君

常田 享詳君

主濱 了君

和田ひろ子君

岩永 浩美君

国井 正幸君

段本 幸男君

野村 哲郎君

三浦 一水君

小川 勝也君

小川 敏夫君

谷 博之君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

警察庁生活安全局長

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全監

官

農林水産大臣官

房技術総括審議官

農林水産省総合

食料局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

農林水産省生産

局長

鈴木 マルテ君

松下 新平君

福本 潤一君

渡辺 孝男君

紙 智子君

松岡 利勝君

国井 正幸君

永岡 桂子君

鈴木 朝雄君

片桐 裕君

袴着 実君

染 英昭君

岡島 正明君

山田 修路君

高橋 政行君

日本中央競馬会

理事長

参考人

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(加治屋義人君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、加藤敏幸委員、犬塚直史委員及び福本潤一委員が委員を辞任され、その補欠として松下新平委員、小川勝也委員及び浜田昌良委員が選任されました。

○委員長(加治屋義人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、警察庁生活安全局長片桐裕君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(加治屋義人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、日本中央競馬会理事長高橋政行君を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(加治屋義人君) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

ただ、恥ずかしいお話でございますが、私は馬券を一回も買ったこともありませんし、それから競馬はテレビ以外に見たこともありません。鹿児島には地方競馬もないわけでございます。そういう私が質問をするわけでございますので、大変的外れの質問をするかもしれませんけれども、御容赦お願い申し上げます。

競馬につきましては、その収益金の一部が国や地方自治体に納付され、また畜産振興対策の財源として活用されておりますし、また、私の鹿児島にも軽種馬がおるわけでありまして、そういった生産という、地域産業を支える側面も持っております。国民の健全な娯楽という面だけでなく、社会的な貢献を果たしているというふうに認識をいたしておるわけでありまして、一方で、公営ギャンブルという性格上、公正中立な事業運営はもちろんです。組織運営や経営に関してより厳格な姿勢が求められていると思うわけでありまして、そのような観点から、今回の改正に關しまして幾つか質問をさせていただきます。

まず、地方競馬の活性化について質問をさせていただきます。

地方競馬につきましては、現在全国十六の団体によりまして二十競馬場で開催されているというふうになっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。レジャーの多様化や地方経済の低迷などの影響によりまして、売上は低下の一方をたどっております。

度は十三団体で赤字となつておるような状況でございます。

加えまして、競走馬の生産地におけます生産頭数、これは後ほど小川先生の方からも御質問があると思いますが、この五年間で千三百五十頭以上も減つております。また、牧場といえますが生産者も二百六十戸減少して地域の農業や地域経済にも多大な影響を及ぼしているというふうに考えております。しかも、平成十七年度までの主催者の累積赤字は六百二十七億にも達しております。地方自治体の財政状況が厳しい中で主催者の赤字は最終的には自治体の財政負担となり、事業収支の改善が急務であるというふうに認識をいたしておるところであります。そのため今回の競馬法の改正ということにつながるとは思いますが、地方競馬を活性化し、そして事業収支の改善を図る目的で行われるんだらうというふうに認識をいたしております。

そこで、これらの改正内容につきましては、活性化するというのはやはり現場の声というのが大変重要になつてくると思いますが、主催者や騎手あるいは調教師など開催現場の声、また競馬の運営に詳しい専門家の意見を踏まえたものだというふうに思いますけれども、まずは今回の改正内容について、審議経過をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 今回の改正法案の提出の経緯についての御質問でございます。

今回の改正法案は主に二つの内容から成っております。第一が、地方競馬全国協会及び中央競馬会の在り方の見直しでございます。それから第二が、今先生からもお話がありましたような地方競馬を中心とした事業収支の改善促進ということでございます。この二つについてそれぞれ関係者の意見等を踏まえて検討がなされたところでございます。

まず第一番目の、地方競馬全国協会及び日本中央競馬会の組織の見直しについてでございますが、政府部内で競馬関係法人を含みます公営競技関係法人について特殊法人等改革推進本部の参与

会議というものが開かれました。これは平成十六年の六月から検討が行われております。この中で、地方競馬全国協会あるいは日本中央競馬会の方々、さらに地方競馬主催者の意見をお聴きするというような形で検討が行われて、十七年の十二月に閣議決定がなされたところでございます。

次に、第二番目の項目でございます。地方競馬を中心とした事業収支の改善についてでございますが、この観点からは今回の改正、これは平成十六年の改正に続くものでございます。この十六年の改正におきましては、馬券の発売等の民間委託、それから競馬連携計画制度、さらに交付金納付猶予制度等を措置したところでございますが、こういった制度をあるいはこういう措置を活用して収支が改善している方向にある主催者もありません。一方で、調整役の不在あるいはインセンティブの不足から連携が思うように進まないということも十分な成果が得られていないという主催者も少なくないところでございます。

こういったことから、その検討に当たりましては、すべての地方競馬主催者あるいは地方競馬全国協会等が参加する会議を開催をいたしたところでございます。これは地方競馬再興会議という名前前で呼ばれておりますけれども、この会議において地方競馬の活性化を図るための施策について検討を重ねて、平成十六年十一月に今回の改正にちなります地方競馬全国協会の企画調整機能の強化等の方向を取りまとめております。

さらに、本法律案の具体的な策定の過程にありまして、すべての地方競馬主催者が参画する全国公営競馬主催者協議会の場で関係者の皆様の精力的な検討あるいは調整が行われて、さらに現場の関係者の意見も十分踏まえた形で取りまとめが行われたところでございます。

○野村哲郎君 今局長のお話の中で、すべてこの組織の皆さん方といえますか、現場の声を十分に聞いて今回の改正案ができた、こういうふうにお伺いしたわけですが、そこで、それでは

具体的に現場の声を生かした形の中身になっているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、地方競馬の事業収支の悪化は最終的には自治体の財政に直結する問題だと、こういうふうにおっしゃっているわけですね。地方競馬は、過去におきましては地方のインフラ整備あるいはその活性化に貢献をいたしておりましたけれども、しかし近年においては、先ほども申し上げましたように、事業収支の悪化によりまして競馬事業の廃止に追い込まれたところや、あるいはやめようにもやめられない、なぜかといえますと、廃止に掛かるコストが莫大にあるというふうな何っているわけでもあります。

しかし、一方で、財務が比較的、先ほど局長の説明にもございましたように、比較的順調なといえますか、健全な財務状況のところもあるというところで、そういう同じ地方競馬でありながらこうしたいところ、あるいは経営収支が非常に悪いところ、こういう両極に分かれているわけですね。このような違いがどうして生じているのか、その辺の分析なりをされておりましたら是非お伺いをさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員からお話がありましたように、地方競馬の経営状況、様々でございます。その中で、経営状況に改善が見られる主催者の状況を見ますと、例えば周辺の競馬場との日程の調整をしたり、あるいは馬券の相互発売を徹底する、またナイター開催などに先駆けて斬新なアイデアを実行に移すといった様々な工夫をしファンの支持を集めている主催者がございます。また、電話投票会員の拡充、あるいは日本中央競馬会の施設を活用した馬券の発売、さらにミニ場外と言われているのですが、小規模な場外馬券売場の開設等を通じて競馬場での売上げの減少を力バールしているような、そういった努力をしている主催者もございます。

一方で、他の競馬場との連携が少なく、また開催経費が高止まっているというような経営収支が悪化している状況にある主催者もございます。また、競馬場によっては財政事情悪くなるという、これがだんだんひどくなつていくというようなことがございまして、非常に人気のあります三連勝という馬券があるんですが、これを導入するための設備投資ができないというようなことがあつてファンの要望にこたえられないというようなもの、あるいは所属する馬の数が減少して出走する馬の頭数がそろわないというようなことで、なかなかファンに訴え掛けられないということで売上げが低下してきているというものもございまして、こういった取組の違いによりまして、主催者ごとに経営状況のばらつきが生じているという面がございまして、こういった状況を踏まえまして、今回の改正では、競馬事業の連携、活性化をこれまで以上に進める措置を講ずるということにしております。

今後、非常に優良な事例を参考にしまして、積極的な経営展開を促していくようにしまして、経営改善を図る、またファンの注目を集める面白い競馬を実施できるようにしていきたいと考えております。

○野村哲郎君 ただいまの御答弁で、それぞれ競馬場によりまして努力なりあるいは工夫、そういうものがやっぱり収支の改善に向かつていてところ、あるいはなかなか収支改善ができないところ、そういう形で分かれていっているというお話でございますが、今回のこの法改正によりましてすべての競馬場の活性化を図る、そういう考え方だろうと思ひますが、ただ、これまでの競馬連携計画を競馬活性化計画に改めるようになっております。

この資料によりまして、この活性化計画は地方競馬主催の相互の連携その他の地方競馬の活性化に資する方策による事業収支の改善を促進する計画、こういうふうになつておるわけでありまして、具体的にどうもイメージがわかないわけでありまして、どのような内容になつてい

かということをお伺いしたいと思います。

例えば、会社等でいきますと、この累積赤字を抱えておるような会社は何年度までにこの累積赤字を解消すると、そのためには単年度はこういう収支改善をしていく、そのための方策としてどういうことをやるんだと、こういったような形で示されるわけでありまして、この活性化計画のイメージというのがどうもわからないであります、こういったような中身になっているかを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 平成十六年の法改正で現行の競馬連携計画という仕組みが整備されております。この競馬連携計画の仕組みでございますが、これはそれぞれの地方競馬主催者が連携をいたしまして事業収支改善を図るための計画、競馬連携計画と言っておりますが、これを作成して、施設等の整備を進めようというような合意ができますと農林水産大臣の認定を受けて、その結果、地方競馬全国協会から助成がなされると、こういったような仕組みが今の仕組みでございます。現在の仕組みの下でもかなりのその整備が進んでおりまして、例えば共通の電話投票処理システム、これはネットバンクというふうには呼ばれておりますが、こういったもの、あるいは共通の映像システム、これも映像ネットワークというふうには呼ばれておりますが、こういったシステムあるいは設備の整備がなされてきております。ところが一方では、その調整役が不在であるということ、そういった調整役が必要であるという意見や、一層のインセンティブが必要であるという意見もございます。

このような状況を踏まえまして、競馬連携計画の内容の拡充を図りまして、今回、競馬活性化計画へと発展させたものでございます。

具体的に今までどういうところが違うかということでございますが、まずこの活性化計画を実施をしていくとする場合には、インセンティブも必要ですが、まずその必要な調整、各主催者の調整ということが必要でございますので、地方競

馬全国協会による調整、助言の下で、面白い競馬番組の編成ですとか出走条件についての調整を行った上で、実際の施設の整備等の計画を立てるということでございます。

それから、第二点目としまして、この地方競馬全国協会の補助の対象でございますが、これまでは各主催者が共同で設置するような施設あるいは設備に限定をされていたわけでございますが、これからは単独で設置するような施設や設備、例えばその競馬場でナイター施設の整備するということ、ようなものも対象にしていくというようなこととさせていただきます。

この競馬活性化計画の中では、先ほど委員が言われました、その何年間の年限を区切って進めていくというような経営の改善に関する事項も当然含まれておりまして、そういった事項も含めて各主催者の経営改善が一層促進されるということになることを期待をしております。

○野村哲郎君 局長の今の答弁と私の質問がちょっとかみ合わないのかなというふうに思うんですが、要は、六百億からの累積赤字を持つていく、そしてそれは最終的には地方の負担になってくる、そういったところをやっぱり解消していかねければいけないのじゃないか、そのために活性化計画はできるといふふうに私は認識をしておつたんですが、連携計画からして発展して活性化計画、それは、今御答弁いただきましたように施設の整備計画といいますが、そういった形での中心的になっているのかなというふうに私今受け止めたんですかね。

ただやっぱ、今のその膨大なといいますが地方の赤字を、地方といいますが、主催者の赤字を解消していくということにもやっぱり、もう一つはその改善計画というのができてくるんでしょ、けど、そこにもやっぱり重点を置かなきゃいけんのじゃないのかなというふうに思います。最終的にはやっぱりこれはその地方の県民なりあるいは市町村民の負担になっていくわけでありますから、そのことにもやっぱり重きを置くべきじゃないのかなと、こういうふうに思います。

いのかと、こういうふうに思います。

そこで、計画をそれぞれの主催者、第一義的にはやっぱり自己責任だと、こういうふうには認識をいたしておりますけれども、要はその計画に基づいてどれだけに改善されてきたか、言わば進捗管理というのをだれがどこでチェックをしていくのかと。これはいろいろ質問取りのときにもお伺いしたんですけれども、ここは総務省だ、あるいはこの部分は農水省だ、こういうお話を聞いているわけなんです。一方では、地方のそういった主催者のところに専門家がどうかというのも聞きますと、やっぱ二、三年で異動で替わっていく。そうしますと、何だか私にとつては無責任な体制になっているのではないかなというふうに思うわけでありまして。

例えば、いろんな会社なり、まあ民間の会社は別にしまして、いろんなこういった半公的な機関にもなっているわけでありまして、そうしますと、どこがきちりとこの進捗管理をしていくのかというところは両省で、総務省なり農水省の方で連携してやっていたらいいと。といいますのは、やはり先ほど言いましたように、主催者の方も人が替わっていく、あるいは役所の方も替わっていく、そして赤字が膨れていくということでは、これはやはり今後には禍根を残していくのではないかなと、こういうふうに思うわけでありまして。

そういう意味におきまして、是非とも緊張関係というのをやはり役所そしてまた主催者持つていただくために、具体的にその報告を直接この計画の進捗状況を求めるというか、そういうことは考えておられないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員御指摘がありましたように、各主催者がそれぞれ各競馬場の経営改善を実施していくということで、それが現在でもその経営改善計画を作成をし、またそれを実行しつつあるわけでございます。これにつきましては、まず第一義的には、当然

のことながら各主催者がスケジュール管理をしっかりしてやっていくということが基本になるわけでございますが、今委員からお話がありましたように、私も農林水産省といたしまして、当然この主催者のスケジュール管理が適切に行われるように必要な助言なり指導を行っていくと。当然、主催者の主体性は尊重しなければいけませんけれども、そういうことをやっていたいと思ひます。

その場合に、今お話がありましたように、関係省庁、ほかの役所との連携も非常に重要だと思っておりますし、さらに全体を取りまとめております地方競馬全国協会ですとか、あるいは地方競馬主催者が参画をした協議会でございます全国公営競馬主催者協議会というのがございます。こういった関係団体とも連携を取りながら、そういったスケジュール管理について努めていきたいというふうに考えております。

○野村哲郎君 そこで、今おっしゃいましたように、なかなかこの収支改善といいますが、そういった必要性というのは各主催者団体も十分認識されているというふうに思いますが、ただ決定的な決め手といえますか、そういうのが見いだせない、いろんな相乗的な形で進めていかなきゃならないということもよく理解いたしておりますが、ただ、ここで地方競馬協会に新たな業務を追加してヘッドクォーター機能を付与したいと、こういう考え方が出ているわけでありまして、先ほど局長の方からも御答弁いただきましたように、開催日程なりあるいは番組編成の調整、助言、これができるようにしているというふうに今回の改正になつていくわけでありまして、本当に実効ある調整、助言ができるのかどうか、何か私はそこに少し疑問を持つわけでありまして。

といひますのは、せっかく今回運営委員会というのができるわけですが、この運営委員会の言わば仕事といひますか、その中身を見ていきますと、こういった重要な決定事項にしていけない、この今の開催日程なり番組編成の調整、助言ができ

ると、こういうふうになつていないわけで、私はむしろこの運営委員会をせっかくおつくりになるならば、その運営委員会の言わば権限といひますか、加えるべきではないのかなと。でないとなかなか日程の調整なりあるいは助言はしましたけれども現場ではできませんでしたは、今までと余り変わつてこないではないか。言わば、プロ野球のオーナー会議で発言力の強いところがやるといふのもありますけれども、そういうたようなオーナー会議みたいな形ではなかなか前に進んでいかないのではないのかなと、こういうふうに思うわけがあります。これは私の全く独り善がりの考え方かもしれませんが、むしろ、それよりも運営委員会にそういう権限を持たせたらどうかと、こういったような話であり思ひます。

○政府参考人(山田修路君) ただいまお話をいたしました各主催者の日程の調整等の業務についての運営委員会の役割、権限についてでございます。

この改正では、運営委員会につきまして日程等の調整についての実施方針を決定するという権限が与えられておりまして、委員がお話がありました個々の具体的な調整を行うという規定にはなっていないわけでございます。

実際にその開催日程の調整等については、本来、地方競馬主催者が決定すべき性格のものでございまして、その調整に当たりましては、主催者の実情、意見等を踏まえていろいろなバリエーションを持たせたり、個別の事項あるいは機動的にいろいろな案を提案していくというような必要がございまして、合議機関であります運営委員会自体がその個別の調整をするというのには実際にはなかなか難しいところがございます。したがいまし、この法律案では運営委員会が方針を決めるというところで、その執行については理事長以下の役員にゆだねるということになっているところでございます。

委員御指摘のように、もとよりこういった制度

にはなつておりますけれども、運営委員会の強力なイニシアティブがどうしても重要であるということには言うをまたないところでございます。運営委員会の権限、今申し上げました実施方針の決定ということもありますし、それからいろいろな日程調整、番組編成等の調整をした後の競馬活性化計画を大臣に認定を申請します際にやはり関与をするということもありますので、こういった事項を通じまして運営委員会のイニシアティブが発揮されるということで、日程調整が進むように指導してまいりたいというふうに考えております。

○野村哲郎君 確かに性格的なものもあるというふうに思いますけれども、要は、問題になつております開催日程なりあるいはそういう番組編成の調整、そのところがやっぱり大きなネックになつていっているというふうなお話もあつたわけでありますので、是非とも今回のこういったような調整、助言、こういったものが実効あるものにしていただきますように、これは御希望を申し上げます。

それからもう一点は、この活性化の問題では、地方競馬と中央競馬におきましては、交流競走、こういう導入を進めながら今取り組んでいらっしゃるわけでありまして、しかし競走馬なり騎手の地方競馬それから中央競馬への同時登録ができないとか、あるいは出走機会が制限されていくとか、いろいろ交流競走には障壁があるところ、こういうふうに思うわけがあります。

野球で、例えば悪いかもしれませんが、やはりプロ野球では人気のセとそれから実力のパと、こういうようなことで、交流試合も行われるようになって単独のセ・リーグ、パ・リーグよりも非常に観客の動員数も多くなつてきております。そういう工夫がされておりますし、一番考えましたのは、先般の早稲田と東大の試合で、早稲田大学の斎藤投手が出場しただけでも一万六千人、プロ野球よりも観客を集めているわけでありまして、やはりスター選手あるいはスター騎手、スターホースといひますか、そういうのがやっぱりお客さん

を呼ぶには必要なんだというのをつくづく感じ次第でございます。

そこで、そういう中央競馬とそれから地方競馬のやはりどこが違うかというところ、そういうスター騎手なりあるいはスターホース、どうもそういうのを見たいという地方のファンが多いと思うんですけれども、そういう今までの交流の状況なり、あるいはむしろ私は地方競馬と中央競馬とを一つにした方がいいのではないかなと素人ながらに考えるんですけれども、そういったことについての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 今委員からお話がありました中央競馬と地方競馬の交流なり協力にについてはいろいろな形でなされております。

委員からお話がありました交流競走、これは中央競馬の馬と地方競馬の馬が同じレースで走るといふことですが、中央競馬では十七年におきまして五百六十四競走、それから地方競馬では二百九十二競走、十七年に行われておりまして、合計で八百五十六の競走が交流競走として実施をされております。また、地方競馬所属の競走馬が中央で出走機会を得るために認定をする制度、認定競走といふのがございますが、これにつきましては、十七年には十一の地方競馬で合計四百二の競走が行われたというふうなことでございます。

こういうような形で今後とも中央、地方の主催者の間での競走の交流というようにことを促進をしていくことによりまして、中央、地方両方の競馬が発展をしていくことになつていくと思ひます。

先生から一本化できないのかというふうなお話もちよつとございましたが、やはり地方競馬と中央競馬、それぞれその目的が異なつておりまして、そもそも、やはり国の財政に寄与すると、国に国庫納付するような仕組みの中央競馬と、それから地方財政に寄与するということでき上がつていく地方競馬というものの、そもそも趣旨などが成り立ちが異なつておりますので、なかなか一本化するというのは難しい面があるかと思ひま

すが、交流なり協力を更に推進をしていくということで全体の発展につなげていきたいと考えております。

○野村哲郎君 いずれにしましても、この競馬界全体の活性化をするためには、やっぱり先ほど申し上げましたように一本化というのが望ましいんではないかと、今の御答弁にありましたように、その趣旨なり目的が違うと、性格的なものもあるというところで理解はいたしますけれども、限りなく一本化に近い、そういう運営というの今後には検討していただきたいということを御願ひ申し上げます。

それから、次に、中央競馬会について御質問させていただきます。

今回の中央競馬会の法改正につきましては経営委員会を設けると、こういう形になつてございまして、一般的には、経営委員会を設けるといふことは、会社なりあるいは団体の場合は組織の経営と業務の執行を区分すると、そして経営委員会による業務の執行をチェックさせる目的で導入される場合が多いわけでございますが、そのことによりまして、業務執行をする執行側とそしてそれを管理監督する側との緊張関係、これをもたらし業務の正当性なり透明性が確保できるというふうに認識いたしております。

しかし、今回、この改正案にある中央競馬会の経営委員会制度、これを見まして一つ不安な点がございまして、それは何かといひますと、経営委員会の権限で、今回、経営の基本方針あるいは目標等の重要事項を決定する権限、つまり予算や事業計画の決定などは、会社でいいますと株主総会と同様に最高の意思決定機能を付与してございまして、さらに、もう一つ大きな権限として、役員、理事長以下の職務の執行を監督することが明記されております。しかしながら、この役員の職務の執行を監督する権限は付与されても、具体的にどう行使するのか、監督のツールがあるかということが非常に疑問がございまして、それはなぜかといひますと、NHKにも同じよ

うなこの経営委員会がございます。しかし、このNHKの経営委員会、権限を持つてゐるわけでありませうけれども、御承知のようにNHK不祥事件が多発しました。そこで、経営委員会の抜本的な改革を行う必要が生じたために、今現在、法案の提出が準備されているところでありますが、中身は経営委員会のガバナンスの強化であります。ガバナンスの強化であります。

つまり、今回、中央競馬会に導入しようとしてゐる経営委員会は、既に先行いたしておりますNHKでは形骸化してゐたとの反省を踏まえまして、今回、法律を改正するという私は認識をいたしておりますが、こうしたNHKの事例も踏まえまして、中央競馬会に導入する経営委員会の役割なり機能をどう発揮させるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員から御指摘がありましたように、この経営委員会は最高の意思決定機関ということで、意思決定をし、さらにその競馬会の役員の職務執行を監督するということとでございます。

具体的にどうやってこれを行はして行くのか、正にそのガバナンスが重要であるというお話でございましてけれども、ただいま想定をしておりますのは、経営委員会が役員から職務の執行状況について定期的にあるいは必要に応じて随時報告を聴取して、その結果を経営委員会が決定したおりの職務執行が行われているかどうかについて聴き取つて必要な指示をするということになります。

ただ、それだけで十分であるかどうか。NHKのお話もございました。私どもとしては、経営委員会がやはりその現状をしっかり評価できるということが非常に重要ではないかと思ひます。

この法案では、経営委員会が決定したその経営目標の実施状況を評価するという権限を与えておりまして、この評価をするということがもちろん次の目標の設定にも生かされますのと同時に、この評価を通じて得られた状況を踏まえて、実際

に役員に対する指示、指導を行うということが制度上可能になっておりますので、こういったツールもうまく使いながら、役員に対する監督が適正に行われるように必要な指導を行つていきたいと考えております。

○野村哲郎君 今、まさしく局長お答えいただきましたように、やはりこの経営委員会が本当に監督できるのかどうかというところに私は、せつなくつくつたものが全く機能しないということではいきませんので、やはりこれは経営委員会の、大臣がこれは任命されるわけですが、やはりそういういろいろな、何といひますか、方々というよりも、その任命に当たつて十分そこは注意していただかないと、単なる、委員会はつくつたわ、機能はしなかつたわじゃ、屋上屋重ねたような形になるといけませんので、やはりそこところは監督機能、そして執行機能という、そういうたきちつとした分けた中で監督を完全にしていただくように、これは御指導もいただきたいと思ひます。

そこで、要は理事長以下が実際に執行していくわけでありませうけれども、その理事長の任命に關してお伺ひしたいのは、今までは中央競馬会の理事長あるいは地方競馬協会の理事長も大臣が任命をされておりました。今回のこの改正では、中央競馬会の理事長は大臣が任命をされると、しかしながら、地方競馬協会の方はこれは運営委員会が任命をすると、こういう違いが今回の法律改正で出てゐるわけですが、その、任命する、農水大臣じゃなくて運営委員会にゆだねた理由、私はどちらかというと、この中央競馬会の方も大臣じゃなくてこの経営委員会が任免権を持つていた方が、むしろ先ほどの監督と執行という意味での緊張関係があるのではないかと、こういうふうに個人的には思つてゐるわけですが、そういうう、一方は大臣が任命し、一方は運営委員会が任命する、このことの違いについて教えていただければ有り難いと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 地方競馬全国協会に

つきましては、今回の改正によりまして地方競馬主催者が主体となつて運営する、地方共同法人と呼んでおりますが、こういう地方の自治体が主体となつて運営する法人に組織替えをするというところが改正の大きなポイントになっております。したがひまして、この役員につきましても、地方競馬主催者の意向が反映された形で選任されるということが適當であるということでございます。このため、その理事長の任命につきましては農水産大臣ではなく、この地方競馬主催者の代表者等から構成される運営委員会が行ふということとしたわけでございます。

一方、日本中央競馬会にありましては、刑法の特例でございませう競馬を自ら施行してゐる、実施してゐるということがございますので、競馬の公正・中立性を確保する観点から、国が引き続き所要の監督を行う必要があるということで、現行の特許法人の形態の下で、引き続き農水産大臣が理事長を任命するということとしたところでございます。

○野村哲郎君 地方の場合、地方共同法人の組織ができたから、その意向を踏まえて理事長を決める、これはまあよく分かります。しかし、中央競馬会の方、国が所要の監督をするからこれは農水大臣だと。しかしながら、その経営委員会というのは大臣が任命した委員が座るわけでございますので、その方々に任免権を持たすというう弊害が起こるのか分かりませんが、要は、むしろ、先ほど言ひましたように、お互いのその監督する側と執行する側のやつぱり緊張関係を保つたためには、人事権という任免権というのをむしろ経営委員会の方にゆだねた方が、その方がいいのではないのかと、こういうふうに思つてゐるわけでありませうけれども、もう一遍そこを聞かさせていただきますと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬会につきましては、やはり我が国の法制上、競馬、公営競技もそうですけれども、こういうかけ事が刑法上禁止をされているという状況の下で特別に認めたも

のでございます。これについては刑法の特例ということがありますので、やはり公正の確保が極めて重要であると、ここがやはりポイントであるということでございます。

したがひまして、こういった日本中央競馬会の組織の特徴からして国がやはりその実行の公正の確保について責任を持つということが大事でございまして、したがひまして、その執行機関の長であります理事長についても農水産大臣が任命をするという形で国の責任を明確化したということでございます。

○野村哲郎君 よく分かりました。

そこで、最後になりますけれども、今度は大臣にお伺ひしたいと思ひますが、今後も競馬は国民への娯樂の提供、その売上げを通じた国と地方への財政寄与、あるいはまた畜産振興の役割を担つてゐるわけでございますが、更に多くの人が競馬場に足を運んでくれるような魅力あふれるものにしていくことが必要だと、こういうふうに思ひます。

そこで、今後の競馬の発展に対して農水省としてどのように取り組んでいかれるのか、大臣の力強い御決意をお願い申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(松岡利勝君) 野村先生の御指摘のとおりだと思ひます。

そういう中で、近年、競馬の売上げが減少しておりますが、その大きな理由といたしましては、景氣の低迷による個人の消費支出が低迷をしており、さらにまた、娯樂の多様化ということであるんな娯樂が出てきた、こういったことが副次的に重なり合つてこのような売上げの減少になつてゐるんだらうと、このように判断をいたしてゐるところでございます。

そのような状況でどうやって売上げの回復を図つていくか、これはもう先ほど先生おっしゃいましたように、あのハンカチ投手ですかね、彼が出ただけでプロを上回る人が来ると、そういったことに象徴されますように、やつぱり何と云つても質の高い競争が行われて、またそしてスターに

よるわくわくするような、本当にそういうことが必要なんだろうと。

私もまだ馬券買ったことないんです、先生と一緒に。ただ、去年、有馬記念を主催者ということで見に行きまして、やっぱりすごいなと思ったのはあのディーブインバクトの追い込み、やっぱり一頭の馬であれだけの人を熱狂させるといいますか感動させるといいますか、やっぱりそういった引き付けるものが必要なんだろう、これはもうそのとおりだと思います。

したがって、そういったことがもちろん中心でしようけれども、それと併せていろんなやっぱり対応策を取っていくと。そういう意味では、馬券の種類や情報サービス、こういったことにつきましてもしっかりといろいろ幅広く検討しながら、皆様方の関心を、興味を引くように、ひとつそういったことを検討を重ねていくと、これが必要なんだろうと思っております。

それから、やっぱりいろんな人が、もういろんな世代、老若男女を問わず、そういった皆様方が快適で楽しく過ごせるような、子供さんも含めて、そういったような環境整備、こういったことも重要なことなんだろう。こういうことも主催者が積極的に取り組んで、競馬の魅力の向上を図ってまいれるような、そういったことを、私ども農林水産省としてもしっかりとそういった認識を持って積極的に取り組んでまいりたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、中央競馬会、地方競馬会、主催者が中心でありますけれども、私どもも畜産行政の観点、また農林水産業全体の観点、そしてまた国民の娯楽やそういう喜びといいますか楽しみといいますか、そういったことにも資する観点、そういった観点をしっかりと踏まえて、なお野村先生の御指摘のように、私どもも積極的、意欲的に取り組んでまいりたいと、このように決意をいたしているところでございます。

○野村哲郎君 以上で終わります。ありがとうございます。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

北海道から昨日参りましたので、特に馬産地の今の大変な状況というのを御理解をいただきたいというのが質問の主旨であります。しっかりと振興していただきたいという思いを強くしてまいりました。

しかし、今も野村委員からいろいろ指摘がありましたように、現状が大変厳しいんですね。景気の一歩いいとき売上げが四兆円を超えた中央競馬も、昨年度は二兆八千億円まで落ち込んでいます。そして、もっと厳しいのが地方競馬ということでございます。お隣にも岩手県選出の同僚がおりますけれども、岩手県でも県の最重要課題になって

いるこの地方競馬の問題でございます。北海道も地方競馬場もたくさん抱えておるわけでありまして、それに加えて、北海道の伝統文化でもあるすばらしい競馬の問題も含めて大変大きな関心事となっております。何とか国に言って馬産地頼むぞと、こういうふうにならわっているわけでありますけれども、そんな簡単な話ではないことも私もよく理解をしております。

今、大臣から御答弁がありましたとおり、娯楽の多様化というのがあります。かつて娯楽の少なかつた時代は、酒を飲んだり、馬券を買ったり、マージャンをしたり、パチンコしたりと。ところが、今は大変多種多様な娯楽があつて、そして経済競争の世の中でもありますので、すべての分野がお客様、ファン、消費者を引き付けようとする努力をしているわけでもあります。

そして、今、中央競馬や地方競馬を顧みたときに、他分野と同じだけの経営努力やファンを引き付ける努力をしてきたんだろうかと。そのことや、今、野村委員からも御指摘がありましたように、意思決定や運営のシステム、これに問題はなかったんだろうかということも振り返って、今回のこの法改正は、システムの改革や行政改革の視点からいろんな意思決定をスリムにしたり、あるいは、もしチャレンジをするようなことがあれば

それをしやすいようにして、そして中央競馬も地方競馬も頑張っていくんだというのが今法改正の主体だろうというふうに思います。

私も大変なイバラの道だろうというふうに思いますけれども、後で申し上げますけれども、競馬の持つ我が国においての伝統文化、そしてフランス凱旋門賞に見られますように誇り高き正に国際的な文化でもありますので、しっかりとこの法改正を一つのきっかけにして、関係者、我々も応援団も含めて、中央競馬、地方競馬、頑張っていくぞというきつかけになればというふうに思いながら質問させていただきたいというふうに思います。

まずは、今申し上げましたように、厳しいけれども何とかするぞという意味での今回の法改正だろうというふうに思います。様々な関係者がおられるわけでございますけれども、JRAとか地全協とか様々なカテゴリーで努力をされておられる方がおありになりますけれども、まずは農林水産省として、この法改正を通して、現状は厳しいけれどもやれるぞ、やるんだという決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(山田修路君) 委員ただいま御指摘がありましたように、我が国の競馬、非常に厳しい状況にございますが、一方で、国民にレジャーの場を提供する、あるいは収益を国等の財政に寄与するというような役割も果たしてきております。

こういった状況の中で今回の改正としては二つの観点がございまして、まず大きな一つとしては、やはり地方競馬について、競馬事業の活性化を図るために様々な措置を講じていくということでございます。また、地方競馬全国協会の組織を地方共同法人にするとか、あるいは日本中央競馬会の一層の業務の効率化を図るための組織の見直し等を行っているわけでございます。

農林水産省としましてはこういった措置を講じていくということで、もちろん景気の動向等の影響も大きく受けるところでございますけれども、

今回の制度改正の趣旨に沿って様々な活動、改革が各主催者において行われていくということによって収支改善等の効果が現れてくるものと期待をし、またそのように実施をしていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 そこで、より大変な地方競馬なんでありまして、中央競馬でさえ人気も衰えてきているという中で、地方競馬は大変でございます。十五年度、十六年度、十七年度だけでもいわゆるところの苦渋の選択をして撤退をされた競馬組合や競馬場、自治体が結構出てきております。残つて頑張っているところも実は御案内のように大変でございます。ただし、世の中にはいろんな持ちつ持たれつの関係というのがありまして、地方競馬が中央競馬や競馬界全体を支えているんだという側面も否定できないというふうに思うわけであります。

これはどういう比喻が正しいかどうか分かりませんが、松坂投手や井川投手や松井秀喜選手が活躍するメジャーリーグがあれば、マイナーリーグやファンから注目されるその下にマイナーリーグというのがあるわけでございます。中央競馬会がメジャーで地方競馬がマイナーだと言っている方は失礼なわけでありまして、そのぐらい競馬文化、競馬産業、そして中央競馬を支えるために地方競馬が大変重要な役割を背負つておるという認識を共有をしたいわけでありまして、その改めて確認の御答弁をいただきたいというふうに思います。地方競馬の重要性についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松岡利勝君) それはもう全く小川先生の御指摘のとおりなんだろうと私も思います。安倍内閣は地方の活力なくして国の活力なしと言っておりますが、そっくりそのまま私はこの競馬界の問題にも当てはまるんだらうと思ひます。やっぱり地方で地方競馬がしっかりと脈々と、そしてそれがすばらしく生き生きとなつて、その結果また中央競馬も盛り上がる、こういう関係なんだろうと思ひます。

したがって、そういった意味では、この地方競馬界というものをしっかりと大事にしなが、そしてまたそこを本場に発展して活性化していくような、そういったことを進めながら取り組んでいくと、そして、全体として競馬界全体の発展がそれによって成り立っていくと。そのような正に先生の御認識、私どももそれはそのとおりだというふうな受け止めで、そういう認識と観点に立つて進めていきたいと、そのように思っております。

○小川勝也君 同じ思いでやはり競馬文化をしつかり支えていくんだという法改正でございますので、下支えをしている地方競馬にも温かい目で、視線でお支えをいただければというふうに思います。

先ほど申し上げましたちよつとばんえい競馬について一言だけ私の思いを伝えさせていただきますというふうに思います。

ばんえい競馬、私どもの地元ではばん馬というふうと呼んでおりますけれども、この間改めて認識をしたのは、世界に唯一の文化だということなんでしょう。そして、私は戦後昭和三十八年の生まれでありますけれども、私の小さな町にも競馬場というところがありました。かつては草競馬というのがそれぞれの地域の独自の文化を形成してたんだらうというふうに思います。私がまだ子供のころは、うちは実家がかじ屋なものですから、農家の方々が馬で町に出てくるんですね。そして、夏は馬車、冬は馬そり、そして私どものかじ屋にも寄つたり、蹄鉄屋さんに寄つたり。よくそのころは分からなかつたんですけれども、最近いろんな本を読みましたら、ばん馬というのはそれぞれの自治体であるいは地域で活発に行われていたというところは、私たちが忘れていたことをしっかりとこれは未来にも受け継いでもらいたいなというふうに私は思います。

これなぞかといいますが、我々の国は農耕民族の先輩たちがつくつてきた国でありまして、コンピュータやあるいはＩＴや携帯電話でも金を稼

げる人が多数出てきた国でございますけれども、先輩たちがこの日本という国でどういうふうな世の中をつくつてきたのか。北海道は歴史が浅いので、くつきりとそこが浮かび上がってくるんですね。

本州から開拓を志してきた人たちが原野や山林を馬の力をかりて木の抜根を、木の根を抜いて圃場というか農地を少しずつ増やしてきた歴史であつたと。そして、自分たちの農業の生産力を高めるために必要なパートナーが農耕馬だつたわけでありまして。そして、農耕馬のその力を、うちの馬は強いぞというふうな競合したのがばんえい競馬でございます。一つは集落で強い馬が今度隣りの集落の馬と戦う、これが地域の花形のイベントだつたというふうに思います。

経済が成長して物が豊かになって、いろんな欲しいものが手に入るようになった私たちの国でありますけれども、農業によって発展した国だというこの歴史的な文化的な遺産がそのばんえい競馬の中にもずつと盛り込まれていっているんだというところを、改めてその重要性を再確認をさせていただきます。まあ世界遺産にというわけにはまいりませんが、北海道遺産には登録をされているようでございます。農林水産省といたしても、このばんえい競馬あるいは農耕馬が果たしてきた歴史、役割というのは決して風化させてはならないことだらうというふうに思います。ばんえい競馬に対するその評価とか文化的な思いを、大臣からもお聞かせいただければというふうに思います。

○国務大臣(松岡利勝君) 小川先生の今のお話をお聞きいたしております、私も同じ思いでございます。

というのは、私も縁がございまして北海道で勤務させていただきまして。そこで、北海道のばんえい競馬、これ、ばん馬と、正にそりを馬が引く、荷物を引く張る、そういうことからきたばんえい競馬と、こういうふうな思ふわけでありま

が。北海道の歴史というのは、ある意味じゃ河川開発であり、やつぱり内陸はずっと森林で閉ざされておりましたから、どうしても取っ掛かりになるのは海から行くと。そうすると、やつぱり河口が開発の拠点になって、そこから開発が上流にさかのぼっていくと、そういうような開発の歴史だつたと思ひます。そして一方で、森林を開拓しながら農地を作っていく。また一方で、唯一の資源である森林資源、木材を、これを経済的な生産としてやっていく。

それで、夏は農業をしながら、冬は、北海道は冬の条件を生かして、川でもどこでも凍つてしましますから、谷も凍りますから、そこに雪を落として、雪を詰めて作ればもう橋も要りませんし、正に牧草の上にも雪が積もつて、そこを固めれば木材になりますし、だから、夏は農業で働いて、冬は木材を始めとするそういう産業で馬は働く。正に北海道の馬は一年中働いていたと思うわけでありまして。そして、春になりますと風が吹きまして、馬ふん風という言葉があつたんですが、雪が解けて乾燥してきますと、それくらい馬が多く活躍をした、で、乾燥した馬ふんが飛ぶと、これは馬ふん風、そういうことでありまして、私も北海道に勤務いたしておりましたんで、もうよくそのことは身に染みて知っております。

そして、そういう中から生まれてきたのがこのばんえい競馬だと。大変な作業、いろんな労働の中の厳しさ苦しさもあつたと思うんですけども、そういう中で唯一、娯楽を求め楽しさを求めて、自分たちが日ごろ一緒に働いている馬に競走させてというか競走があつて、それも楽しみながらずうと。だから、生活と一体となつた、私は、経済活動と一体となつた、北海道にあつてはそういう歴史的に成り立ってきたばんえい競馬なんだらうと、私なりにそういうふうな理解をいたしております。

したがって、小川先生の今の思いというのはよく理解ができるわけでありまして、北海道のやつ

ぱり文化である、正にそういう認識に立つて、そういう観点をしっかりと踏まえて、このばんえい競馬という、帯広市が御決断をいただいた存続というところになつたわけでありまして、私どももいたしまして、歴史も考えながら、また北海道の文化も考えながら、そしてまた、今後、北海道民の皆様方のいろんな思いを込めた一つの象徴として大事なものであると、重要なものであると、そういう思いで取り組んでまいりたいと、またいろいろ先生の御指導もいただきながらこれはしっかりと対処してまいりたい、このように思っております。

○小川勝也君 今大臣から話がありましたように、ばんえい競馬も四都市で開催をしておりますけれども、累積赤字の問題が自治体財政に大変多大な影響を及ぼすということで、大変苦渋の厳しい選択だつたらうというふうに思ひますけれども、撤退する自治体が三自治体に上りまして、残りまして帯広市がソフトバンクという会社の支援、協力を得ながら存続をしていくということで、今これから再スタートを切ろうとしているところでもあります。

冒頭申し上げましたように、他分野との競争をしていかなければならないときに、やはり農林水産省や競馬界や、あるいは大変失礼な言い方をすると天下りの人たちの狭いノウハウだけでは、いわゆるファンサービスとか、本場にお客様を増やしていくというふうなことにはなつていかなんだらうというふうに思います。

そのばんえい競馬とソフトバンクのことは別に置いておきまして、これから中央競馬、特に地方競馬をどう再生していくかというときに、民間の発想だとかノウハウだとか、あるいは若いファンをどうやって確保していくのかというのは、より広範なあるいは専門的な方々からいろんな話を聞きながら、それをチャレンジをしていかなければならない時代だらうというふうに思ひます。

正に今回の改正はそういうことをしやすくする部分が含まれております。そしてまた、発想を取り

入れてチャレンジするのはいいけれども、中央競馬会という失敗したら責任取りなさいよという厳しい文書も入っているようでございます。

こういう民間や今までの文化にない分野からのいろんなノウハウ、一言で言うところの民間の経営ノウハウやファンをつかむノウハウをどうやって引き入れていくのか、現在においてこの分野についての考え方を若干お聞かせ願いたいというふうに思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員から御指摘がありましたように、地方競馬の振興を図るというためには、やはり民間企業等が持つております経営ノウハウや、あるいは先生からファンをつかむようなノウハウというお話もありましたけれども、また民間企業が持つておりますいろんな技術もございます。こういったものを活用していくということが地方競馬の振興を図る上でも大変意義のあることだというふうに考えております。こういったいろんな民間企業と提携をする、あるいはそのノウハウを使うということにつきましては、基本的には地方競馬の場合にはその地方競馬主催者が、競馬の公正確保ということもありますので、それにも配慮しながら自らの責任で判断をしていくということになるかと思っております。

現在におきましても、地方競馬において民間の力を活用している例がございます。六つの場外馬券売場の運営を委託したり、あるいはインターネットでの馬券の販売等が民間委託されております。このインターネットにつきましてはソフトバンクグループやあるいは楽天のグループというような方々も参画をしているところでございます。また、ばんえい競馬のお話は先生のお話にあったとおりでございます。

こういったことは非常に重要だというふうに申し上げましたが、農林水産省といたしましては、今後とも主催者に対して、その経営責任ということを自覚した上で、民間活力の活用を経営改善の手段の一つとして位置付けてしっかりと検討していくように指導、助言をしていきたいと考えております。

ます。

○小川勝也君 いろんな取組や試みが進められておりまして、例えば競馬場でほかのイベントを重ね合わせて主催をするとか、あるいは賞金の番組を編成するときの冠を付けやすくするとか、例えば和田ひろ子記念とか、もうこういうことが実現可能になっているんですね。そういういろんな試みを、公正さを担保するということは当たり前のことでありますけれども、どんないろんなことを僕はチャレンジしてほしいと思っております。これは民間だつて、例えば外食産業の分野だつて物すごい目まぐるしく出店したり閉店したりしているわけでありまして、試みが失敗することは別に怖いことではないというふうに私は思っていますので、どんないろんなアイデアが具現化されるように臨んでいきたいというふうに思います。

一番大事な話でございます。馬産地が大変厳しい状況になっております。野村先生からも御指摘がありましたように、二百数十戸の経営体が軽種馬産業、軽種馬農家から撤退をしております。そして、御案内のとおり大変強い軽種馬農場がございます。牧場がございます。これは相模部屋に例えるわけじゃありませんけれども、一つや二つの部屋だけが強くなるというのは将来的に余り芳しいことではないわけですね。それぞれの分野からそれぞれの特色のある面白い馬が出てくるということが競馬の未来を支えていくことになるかというふうに思っているわけでありまして、

数次にわたつていろんな馬産地に対する振興策もいたしておりましたけれども、やはり最後は経営をしていくために体質を強化するためには資金不足という点にぶち当たつていくわけでございます。

国庫納付金制度の活用あるいは畜産振興事業に對して、この四分の三の国庫納付金からいろんな使われてきた歴史がありました。こういうことを余り言いたくないわけでありまして、その競馬産業において国庫に納付されたお金が畜産事業のために使われたというわけでありまして、

も、大変九州にも厚い貢献をしてきたわけでございます。御案内のとおりでございます。北海道がその競馬馬をどんどんどんつくつていたのにもかかわらず、今危急存亡の危機に陥つていて、でございますので、何とか今まで貢献をしてきたんだから、競馬産業そのものを支えている馬産地にもこの畜産振興事業から大臣が農林水産省の皆さんを御指導いただいて適宜適切なメニューで応援をいただきたい、これが私が訴えたい最大の点でございます。

競馬全体が駄目になつてしまえば、この国庫納付金からの畜産振興事業への果実というのも細つていくわけでありまして、何とか馬産地頑張れと、これがあれば再生できるだろうぐらいの、あるいは大の牧場だけが生き残つたんじゃない、だぞと、そうじゃないうために中小の牧場も頑張れといったメニューも御用意をいただければというふうに思うわけでありまして、少し甘えた質問かもしれませんが、御答弁をいただければというふうに思います。

○国務大臣(松岡利勝君) 先ほど私もばんえい競馬、ばん馬の由来、歴史、またそしてそれが北海道の生活や産業とのかかわり、そういったことに對して認識を申し上げたわけでありまして、本当にそういう意味で北海道にとつての馬というのは、かわり、これは今になお、またこれからは大変重要ななんだろうと、それはもう重々認識いたしております。

たまたま九州というお話ございましたが、松下先生も九州、それから先ほど御質問ありました野村先生も岩永先生も九州、私も九州でございますが、昔から馬産地、特に昔は軍馬ということもあつて大変馬産地というのは重要な役割を担い、そしてそういった意味では政策的にも大変それなりの手厚い政策もあつたと思うんですが、今先生御指摘のように、中央競馬の売上げ、この中から一〇％、それからさらに剰余金があつて、その二分の一というのが第一、第二という国庫納付金という形で、その四分の三を畜産振興事業に必

要な経費として充てる、あとの四分の一は民間の社会福祉事業の振興のために充てると、こういう振り分けになつておるわけでございます。したがつてこれが売上げが減つていっているものですから、どうしても今先生御指摘のようにその元が減つてしまつていると、こういうことで残念なわけがあります。

しかし、そういう中にありまして、今先生がおっしゃいましたような馬産地の厳しい現状、そしてやっぱりそれが地域に占める重要性、必要性、こういったことにかんがみて、私どもも今思つておりますことは、十六年の競馬法の改正、この点では今お話ございましたように競走馬生産の担い手の組織化等の競走馬生産振興事業について、そしてまた、平成十七年から二十一年度までの五年間を実施期間として地方競馬全国協会から補助する措置を講じてきたところでありますが、今回、この措置の実施期間を見直しまして平成二十四年度までは延長しようということを今回の措置としておりますし、こういったことを通じて更に努力をしてまいりたい、こう思つているところでございます。

また、先ほどから話題になつております、一番の課題になつております売上げ、これを伸ばすことによつて、何と申しますか、財源を膨らませて少しでも多く手当てができるようにという努力をひとつ精一杯やつてまいりたい、このように思つております。

○小川勝也君 よろしくお願ひします。

あと、内閣では攻めの農政という言葉がありまして、この競走馬の世界でも、シンガポールや香港あるいは韓国を含めて、競走馬の輸出も今少しづつ頑張つているところであります。様々な運賃、輸送コストが高いなどの障害があるわけでありまして、競走馬の輸出、頑張つてやれという意味では、農林水産省からの何かお答えをいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 競走馬の輸出につき

ましては、先ほど大臣から御説明をいたしました競走馬生産振興事業の中で輸出に必要な様々な調査ですとかプロモーションなどを実施をいたしておりまして、今お話がありましたように、十七年度では韓国に六十五頭、それから十八年度では韓国、シンガポールに合わせて三十七頭の輸出がなされております。

今、馬産地におきましては非常に外国に輸出をしようというような気持ちを持っておられる生産者の方がおりますし、また、日本の馬が海外で活躍をしているということで外国からも注目を浴びているということでございますので、こういったことも踏まえながら、関係団体を指導して輸出がまたできるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 最後になんと別な観点の質問を一点だけさせていただきますと思います。

バイオエタノールの話でございます。農林水産省も方針をどんと打ち出して、総理も首相官邸も頑張れという流れになっておるんだらうというふうに思います。

高い目標を達成するために、一つは大きな施設を造った方がコストが安くなるということもありますし、あるいは、正に釈迦に説法でありますけれども、世界の異常気象や穀物不足、あるいは穀物高にもなっていく中で、トウモロコシを例えば輸入して家畜に食べさせる前にエタノールを搾ってから残渣を家畜にということ考えますと、様々な利点が考えられるわけでありまして、初期投資は結構掛かるわけでありまして、将来的には循環型の社会実現というか、循環型の強い農業実現という意味で大変我が国にふさわしい施策だろうというふうに私は思っているわけでございます。北海道は十勝の清水町に別な形でのプラントができる予定になっておりますし、また港を利用した、十勝港の輸入穀物からスタートするという計画も今頑張っているところであります。

なるべく大型化、コストが下がる、そして大きなプロジェクトにしたいという思いは

ら、応援のお言葉をいただければというふうに思っています。

○政府参考人(染英昭君) 先生御指摘のとおりでございますので、私も農林水産省といたしましては、平成十九年度の予算で、国産バイオ燃料の本格的な導入を図るということで、原料調達からバイオ燃料の製造、販売まで一貫した大規模実証事業を行うなどの支援策を強化するというようにしておるところでございます。

それで、御指摘のとおり、やはりバイオ燃料の工場を造るということになりますと、スケールメリットを追求いたしましてコストを低減させるというのとは大変重要な問題でございます。ただ、現実的に我が国でバイオエタノールのプラントを造るということになりますと、当該地域で利用可能な原料となりますようなバイオマス、あるいはそのバイオマスの原料コスト、あるいはバイオエタノールの製造コスト等様々な要因を考えなければならぬというふうなことを考えておりますので、やはり日本に合った形でのプラントを造る必要があるというところで、そういう意味で、当面は、日本で入手できます安価な原料を使いまして、一万五千キロリットル級のバイオ燃料生産プラントを造ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、これ将来的に考えますと、御指摘ありました総理報告も踏まえまして、今後は関係省庁と試験研究も推進しながら、稲わらであるとかあるいは木材、この辺からバイオエタノールを生産する技術、あるいは資源作物からバイオエタノールの生産技術の開発を行いまして、バイオ燃料の生産拡大、これを一生懸命やってまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○国務大臣(松岡利勝君) 一言だけ申し上げますが、小川先生から御指摘ありました御提言もございました。全くそのとおりでありまして、いろいろな観点を含んでおります。温暖化問題、環境問題、またさらには循環型の社会の建設ですね。私は、そういったような意味では、エネルギー問題

も含んでおりますし、食料問題も含んでおります。そういった意味では、二十一世紀の救世主はやっぱり農業だと、土から生まれて土に返る、こういった観点での位置付けが非常に重要なんだと思っております。

今石油連盟からも、最初は随分いろいろ反対だと、こう言われておったんですが、最近になりまして、ひとつ協力をする、そして具体的に、混ぜた形の燃料としての提供もやっていくと、こういうような言葉もいただけてきておりまして、しかし、まだまだ、なおお世界的な平均といえますか、先進諸外国に比べますと条件が整っておりません。どうやって税制のな面でも、また技術的な面でもこの条件を整えていくか、そしてこれを農業政策の柱、地方振興の柱としていくか、こういう点でまだまだ必要な点一杯ございまして、このことは与野党を超えてひとつ御支援を、御協力を賜りたい、このことを答えと同時にお願いいたしまして、御答弁とさせていただきますと思います。

○小川勝也君 ありがとうございます。

○委員長(加治屋義人君) 委員の異動について御報告申し上げます。

本日、浜田昌良委員が委員を辞任されて、その補欠として福本潤一委員が選任されました。御報告申し上げます。

○小川敏夫君 小川敏夫です。

まず、大臣、これまで何回か聞いていた大臣のあの水道光熱費の問題ですが、あれは詳しく御説明いただけたというふうに、考えはまだ変わらないうでしょうか。

○国務大臣(松岡利勝君) 小川先生にそう言われましたけれども、これまで申し上げてきたとおりでありまして、まあそういうことでございます。

○小川敏夫君 では、今回の改正のことについてお伺いします。

まず、私の質問の趣旨は、今回、JRAの経営

委員会、新たに導入するというところで、ただ、それとともに運営審議会、これが二十人から十人に縮小されております。まず、高給を取っている理事の数は全く削減しないで現状を維持したまま、言わば幅広い競馬サークルの参加者や有識者から今後の競馬の在り方について意見を聴くという有益なこの運営審議会を言わば半分は縮小してしまうということがなかなか私としては納得できないという観点から質問をさせていただくわけでございますが、多少その質問に先立ちまして、まずこのJRAの歴史的な点について基本的なことを確認したいと思っております。

今、JRAのメインの施設、東京競馬場が一番中心なんです。これは昔は民間団体が用地を取得して施設も建築して、言わば、社団法人の東京競馬倶楽部だったかな、ちよつと固有名詞は、済みません、確認していませんが、正に民間人、馬を所有しているそうした民間人が自ら用地を取得して施設を設けて、自らが競馬を行っていたという歴史がございます。それが、言わば戦時の非常時に施設が国に吸収された、あるいは接収されたというふうに思われます。

ところが、戦後になって、この競馬場の用地、施設を接収した相手の民間に返さないで、JRAに引き継いでした。JRAは言わば国が出資する株式会社です。しかし、現金を出資したんじゃなくて、言わば東京競馬場等のこの用地、施設を国が現物出資すると。つまり、民間が取得して切り開いた、造った施設を国が接収して、戦後になって民間に返さないで、国がその物を現物出資するということによって今でさう上がっているのが中央競馬会なんです。

この歴史については、まずここが違うと言われると困るんで、こういう東京競馬場を一つ代表的に取り上げましたが、この施設の取得経緯については、これはそういうことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 東京競馬場の土地の取得の経緯でございますが、これ今委員からお話

がありまして、第二次世界大戦の後、かなり半世紀前に至る過去の話でございます。それからまた、戦中、戦後という社会経済の仕組みが大きく変わる中での出来事でありましたので、その詳細が必ずしも私どもに明確に分かつていないということではございません。しかしながら、おむね委員からお話があったようなことではなかったかと思えます。

少し説明をさせていただきますと……

○小川敏夫君 説明はいいや。

○政府参考人(山田修路君) いいですか。じゃ、そういうことでございます。

○小川敏夫君 それで、JRAが発足するときに、言わばそうした経緯を踏まえて、例えば初代、今競馬では有馬記念、安田記念といった、当時の初代か二代目ですか、二人の理事長さんの名前を冠した大きなレースを設けておりますが、JRA発足当時はそうした理事長さんを民間人から登用していったんです。

それから、そうした経緯を踏まえて、JRAという器はそれで結構だけれども、競馬の運営あるいは競走事業の運営に関しては広く、これまで戦前、用地を取得して、あるいは競馬を實際に運営していた関係者の意見も広く聴こうということでのこの運営審議会なるものが設けられて、その運営審議会の委員として馬主が参加するということが設けられているという経緯があると思うんですが、そうした経緯の中で、しかし、理事長さん何かわかりませんが農水省の方のお役人の方の天下りポストになってしまいましたし、本来、その歴史的経緯を踏まえた、正に民間のものをただで取り上げちゃっているという、そうした経緯を全く踏まえないで来ていると。

今回、馬主も参加した競馬の運営に関する意見を聴く会の運営審議会が別に減らさなくていいものがあることなどで、私はそこで、なぜこの運営審議会を二十人から十人に減らしちゃった、それによって馬主なりそのほかの競馬サークル参加者、有識

者の意見が反映する場が狭められてしまったということなんで、そこについて私は言わば異議を申立てたいんですが、この点はいかがでしようか。

○政府参考人(山田修路君) その前に、先ほどの東京競馬場の関係についてちょっと申し上げますと、いろんな戦前、戦後の経緯を経て今の形になっているわけですが、それは、例えば戦前の旧競馬法の中での競馬主催者が、先ほどお話がありました東京競馬倶楽部という公益法人であった。その後、戦時体制になって日本競馬会になり、それから戦後、新しい法律ができて、競馬法が戦後できて国営の競馬に移り、それから十九年に日本中央競馬会ができて、そこへ移ると。

それぞれの時点ごとに手続なりあるいは立法措置が講ぜられて今日に至っているということでございます。いろんな御意見はあるかと思いますが、その経緯についてはそれぞれ適正かどうか適法に処理をされてきているということをちょっと申し上げた後で、今の運営委員会の委員の数の件についてちょっとお話をしようと思えます。

今回の改正につきましては、特殊法人改革の一環という側面がございまして、この特殊法人改革の議論の中では組織の自己増殖ということが厳しく指摘をされていると、こういうことがないやうにということが指摘をされております。

一方で、今回新たに経営委員会を設置するということになりましたので、中央競馬会の組織の見直しを行いまして、組織の自己増殖にならないやうにということで検討してまいりました。この際に、やはり従来から設置をされておりました競馬関係者等の御意見を伺いする場でありまして運営審議会の委員の定数につきまして、現在の半分にすると、十名にするということとしたところでございまして。

全体としてスリム化を図りながら組織を運営していこうということでございますが、私ども、運営審議会の重要性は引き続き変わらないというふ

うに考えておりますので、審議に支障がないやうあるいは適切な審議がなされるやうに、馬主の方々あるいは調教師さん、生産者の方々、騎手の方々等、そういった関係者がバランス良く適切に委員に選ばれるということでこの運営審議会の運営も行っていきたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 組織のスリム化と言うけど、だから高給を取っている理事とか職員は全く減らさないで、経営委員会設置して、五人経営委員を設けたからといって、全く無給の運営審議会の委員を二十人から十人に減らしてどうしてスリム化と言えるのかと、私は大変納得いけないということになります。

ちよつと今、競馬場施設の取得の経緯についていろいろ手続ということがありましたけど、だれど、要するに一銭も払わないで、つまり売買で対価を払って取得したんじゃないかと、一銭も払わないで国のものになっちゃったわけでしょう。この点、よろしいわけですね。

○政府参考人(山田修路君) 詳細は先ほど言いましたように定かではありませんが、多分、委員のおっしゃるやうな形であったというふうに思っています。

○小川敏夫君 適法に言うけど、民間の所有物を無償で国が取得しちゃったわけですよ。それは手続は取っているかもしれないけど、手続といたって無償は無償なんです。だから、私は何か知らないうちに、知らないうちに、まあいいや。

例えば、馬券を売ると言う言わば刑法の賭博罪の例外の事業をやっているわけだけれども、ただ、だからといって競馬を運営するあるいは競馬場を所有するものが民間であつちやいけないという理屈はならないわけですよ。例えば今のサッカーくじだつて、サッカーは民間がやっているんだ。ただ、くじだけはきちんと法律で定めた人がやっているわけ。だから、競馬場の施設だつてあるいは競馬そのものだつて施設を所有するところが民間であつた方がいいし、競馬そのものを行

うのが民間であつた方がいいんだ。ただ、馬券を販売するというその部分はきちんと法律で賭博罪にならないやうにしたらわたくちやいけないと、こう思うわけですね。

ただ、現実には、戦前民間が持っていて運営していた競馬そのものが、言わば戦争中という非常事態があつたのかもしれないけれども、無償で国のものになっちゃって、無償で取得した国のものが現物出資という形で今持っているのがJRAだという構図を見ると、余りにも言わば先人たちの、民間人が競馬を支えてきた努力というものを無視しているんじゃないかと思うわけ。そういう歴史経過を踏まえて、そもそも理事長が初代、二代と民間人だったのが今は農水省のお役人の天下りになっちゃったと。

今回は、農水大臣が任命する経営委員が経営委員会をつくるから運営審議会を半分にしちゃうということが大変、言わば、正にお役人だけが、農水省の権限というのか、その都合だけが自己増殖して、本来の競馬サークルの民営化という面に関しては著しく反しているんじゃないかというふうに思うわけ。まあ、私の意見を言わせていただいて、答弁いただいても先ほど大体いたっているんで次の質問に移りますけれども。

今、馬産地が大変に不況にあえいで苦しんでいると。ただ、競走馬というのは、一般の農産物と違ひまして、一般の農産物は広く国民、言わば一般消費者を相手に販売するわけです。しかし、この競走馬というのがこれ一般の消費者は関係ないんで、言わば馬主しか買わないんです。馬主にしか売らないと。だから、馬産地の繁栄あるいは牧場を支えるためには、その馬を牧場からいけば販売先、すなわち販売先は馬主しかないわけ。この馬主をもっと、最近ずっと賞金を絞ったりと、あるいはこの競馬に関して意見を言う場をだんだん狭めてきておるわけだけれども。馬主をそうやって絞ることが結果的には資金の循環を悪くして、結局馬産地の馬が売れないという、こういう悪循環構造を招いていると思うんです。

つまり、JRAの賞金の売上げが余り上がらない、上がらないから馬主の賞金を下げると。あるいは、例えば理事長さんがいらつしやるから分かるだろうけれども、引退した雌馬の血統書買上げ一頭百八十万円という補助金を、制度を廃止してしまうとかですね。そうした面での馬主の資金循環を悪くしていると。馬主の資金循環が悪くなれば当然牧場で馬を買う資金が細っちゃうから馬が買えないという、こういう悪循環構造になつてい

ると思うんですね。
だから、これ理事長さんどうでしょう。そこ

のところ、馬産地の振興は、結局競馬の活性化であると同時に、馬主とそれから生産地の資金の循環をよくすることがやっぱり大きく必要だと思

うんですが、どうでしょうか。
○参考人(高橋政行君) 今おっしゃるように、馬産地の繁栄といいますが、振興というのはこの競馬がどのように行われているかということと大

きく関係すると思っております。
したがって、我々中央競馬会も少しでも売上げが伸びるようにとか、繁榮するようにということ

で今一生懸命やっておりますが、現状を見ますと、中央競馬会に供給されてくる馬は非常に年々大きくなつてきております。いわゆる頭数が増えてきているという状況でございますので、まあそういう意味では地方競馬との関係で、むしろ我々の方に供給が多くなりつつある

という状況ではないかと思っております。我々としては両者が相まっていかに振興していくかということも併せて考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

○小川敏夫君 ちよつと私の質問に真つ正面からの答弁じゃなかったように思うんですが、まあ意見の交換ということで、競馬の活性化に是非努めていただきたいというふうに思います。

わけです。その私はいつの原因として、私はパチンコというものが結局競合するような営業状態になつてきたために、言わば本来なら公営競技の方に行くようなファンの方がパチンコの方に流れてしまつて、結果として公営競技の売上げ減少という、経営困難という状況を引き起こしているんじゃないかというふうに思っております。

私も若いころパチンコ好きな時期がありましたけれども、その当時は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

いうぐらいの言わば庶民の娯楽だつたように思うんですが、今の時代は、一発一発玉を込めて打つて、うまくいけばたばこがカートンもらえると

その射幸性の高まりに対する、これを言わば認容してきた警察庁の考え方と、それから、言わば賭博罪を潜脱するような景品買ひといひますか、これに対する取締りが異様に緩くなつていひます。今でも、パチンコ屋さんに行つて、どこでお金に換えてもらへるのと聞けば、パチンコ屋さんの店員がすぐそこをあそこですと教えてくれるほどの

う野放しになつていひます。結局それが、本来なら公営競技に行つて売上げに協力してくれてといひお金がパチンコ屋さんへ流れると。

公営競技の方は、言わば賭博ですけれども、その利益は、売上げはきちんと公の方に還元されるようになつていひます。しかし、パチンコの方は、これ、そのパチンコのもうけは全然公に還元され

ないでその業者の利益になつてしまふわけだ、だからこのところはしっかりと対応していただかないと私は困ると思ふんですが、そういうこと

ちよつと長い質問だつたけれども、そういうことを踏まえて、警察庁の方、御答弁いただきたいんですが。

○政府参考人(片桐裕君) パチンコ営業につきましては、今お話もございましたけれども、代表的な大衆娯楽として一面で定着してゐる面があると思ひます。ただ、他方で、今御指摘があつたよう

に、著しく射幸性の高い遊技機が出回つていひます。このことも事実でございます。また、遊技機の不正改造が後を絶たないといひこともまた事実でございます。こういったことが相まつて、パチンコ営業全体の健全化を阻害する要因がまだ根深く、根強く存在してゐるといひことが言へると思ひます。

〔委員長退席、理事常田孝詳君着席〕

警察庁では、こうした状況に対処しますために、平成十六年に風営法の施行規則を改正いたしました。遊技機の射幸性の抑制、またもう一つに、不正改造防止対策の義務化を図つたところでございひます。この改正は平成十六年七月一日から施行されまして、本年九月末ごろまでに経過措置を過ぎることになります。これが過ぎますと、

射幸性が適度に抑えられた遊技機が設置されまして、より手軽な娯楽に転換するといひことが期待されるといひふに考えておひます。

また、今お話があつたパチンコの買取りでございますが、パチンコの景品、これをパチンコ従業員が買ひ取る等、パチンコ営業者が関与することは違法でございます。また多くの県ではパチンコの景品を買ひ取らせることも禁止をしていひます。このことがございひまして、こういった事案を私どもも認知した場合には、事件送致を行つたり、また行政処分等の取締りを行つたりといひことでその適正化を図つていひます。

警察庁では、今後とも、改正規則を通じた射幸性の抑制でございひますとか各種違反の取締りのほか、業界の自主的な取組を支援しながら、営業の一層の健全化に努めてまいりたいと思ひておひます。

○小川敏夫君 ですから、そういう違法を認知すれば対処すると言ひけれども、だけれども、何か認知することを避けていひるんじゃないかといひほど野放しの状況になつていひるの。

私の考えとしては、パチンコが今物すごく売上げが伸びていひる分、そのしわ寄せが公営競技に來ていひるといひふに私は思ひますし、多分そういう現象が私は、それは実証的に証拠を出すことはできないけれども、だけれどもが納得できる状況だと思ひますので、そのところを私はしつかり、

違法は違法なんだから、違法であることはこれはもうだれしも間違ひないことなんですから、その違法をきちんと対応していただく必要があるんじゃないかといひことを述べさせていただきます。

次の質問に行きますけれども、これは特に農水省独自の問題じゃないんですけれども、農水省、JRAにも放射線を使う施設等がございひます。特に放射性元素のことについてお尋ねするんですが、まず、例えばチェルノブイリの原発事故で、その後、放射性元素の影響によつて、特に甲状腺です、がんなどの異常を來すといひことで、非

常に放射性元素の危険性が明らかになつていひます。

いう状況でございます。

それで、我が国においても様々な施設で、しかし、実験、研究等で放射性汚素を使う場合がございます。そうした研究施設では、例えば放射性汚素が大気中に拡散しないようにきちんと規則に定めた基準値を守るといふ排気設備の基準が設けられておりまして、それで、質問は更に個々、個別に聞きますけれども、その排気設備においてチャコールフィルターを設置した場合には、放射性汚素の透過率を〇・一、すなわち九割はチャコールフィルターで放射性汚素を吸収しないといふように定めておるわけでございます。

（理事常田享詳君退席、委員長着席）

しかし、私の方で調査したところ、実際にもう日本ではかなりの数が放射性汚素を使うという設備があるわけですが、チャコールフィルターがほとんど設置されていると。しかし、そのチャコールフィルターが九割の放射性汚素を吸収する能力があるものというふうな文科省は定めているんだけれども、九割の放射性汚素を吸収する能力があるかどうかについて何の検査もしていないし、あるいは業者に検査の結果も求めていないと。ですから、そうした本来その能力を満たしたとは限らないチャコールフィルターが使用されている危険性も考えられておるんですが。

そこで質問ですが、このチャコールフィルターについて、汚素の吸収率について九割必要といふことの性能の検査をまず国が実施しているのか、これが一つ。それから、もし国が実施していなければ、チャコールフィルターを製造なり販売する業者にその性能があることをしっかりと検査なり検証した資料を提出させているのか。これは二つ目の質問ですが、この二点についてお答えください。

○政府参考人（袴着実君） 先生御指摘のチャコールフィルターにつきましては、放射性同位元素を使用する事業所に対して、放射線障害防止法というもので規制する中で、チャコールフィルターを設置している場合について、その施設の排気設備

が許可内容のとおりであるかどうかということ、その施設を使用する前に施設検査という法的な検査がございます。そこにおきまして、チャコールフィルターの種類とか台数とかあるいは外観を検査するとともに、チャコールフィルターの厚さによってその性能が異なっておりますから、その厚さを検査することによって確認しております。

また、その排気口で放射性同位元素の濃度が法令に定める技術上の基準を満たすためにチャコールフィルターが必要であるという施設に對しましては、その許可使用者に対して、放射線障害防止法の法令の下でその性能を維持する義務を事業者が有しております。その許可使用者を対象にしまして、実際に技術上の基準を満たしているかどうかというものを使用の段階におきましても定期的な検査を行っております。その中で、チャコールフィルターの外観検査あるいは交換頻度というものを確認して、その性能についてのチェックをしているという状況でございます。

○小川敏夫君 何だか質問に答えてないじゃないですか。チャコールフィルターが九割の吸収率があるかどうかを国が検査しているのか、イエスかノーかでまず答えてください。

○政府参考人（袴着実君） チャコールフィルターの透過率につきましては、先生御指摘のように、フィルターの厚さに応じて、文部科学省におきましても五センチのものについては透過率を〇・一にということを示しております。この根拠としては、文献あるいは専門家の意見を参考に決めているものでございまして、実際確認する場合におきましてはこのデータを基に厚さを確認するというところで対応してございます。

○小川敏夫君 だから、製品について検査しているかどうか聞いていますよ。してないんですよ。まだ国はしてないんですよ、検査を。○政府参考人（袴着実君） チャコールフィルターというものはいろんな事業者で使われておりますが、そのチャコールフィルターの性能というものは

こういう専門家の過去の実験におきまして一応認められておりますので、そのデータを基にチェックをしているというところでございます。

○小川敏夫君 しかし、過去の実験データはあると、あるある、文献があるというけど、捜しても見付からないじゃないですか、役所の中で。しかし、そういう文献があったって、過去のデータがあったって、現に使われているチャコールフィルターがその能力があるかないかが問題ですよ。その現に使われているチャコールフィルターが〇・一の透過率、九割を吸収するという能力があるのかどうか検査しているのかしてないのかと聞いておるわけです。だから、してないんですよ。一言で答えてくださいよ。

○政府参考人（袴着実君） 個々のフィルターについて改めて測定をして確認すること、これを国ではやっておりませんが、チャコールフィルターというものは、市販されているものについては、常時使われているものについてはそういう過去のデータに基づいて確認をしているということでございます。

○小川敏夫君 国がしてないんだしたら、じゃ、そのチャコールフィルターを製造、販売する業者に検査をさせて、検査の結果きちんとした能力があるということを確認する資料を出させる必要があると思うんですが、これもやってないわけですね。

○政府参考人（袴着実君） それぞれの事業者がフィルターを使う際には、それぞれのフィルターを作成したところからの取扱書あるいはそういう性能等を見て設置しているものだというふうに思っております。

○小川敏夫君 質問の答えになってないじゃないか。要するに、業者にもその能力を証明する検査の結果とかそういうものを出させていないですねと聞いているわけ、出させていないんですよと、一言で答えればそれでいいじゃないですか。○政府参考人（袴着実君） 個々の業者にそういうデータを一つ一つ確認するというものではございません。

○小川敏夫君 だから、仮に不良品があれば危険な放射性汚素が基準を超えて排出されてしまう危険があるから、私はそのことを質問しておるわけです。まあ、ここは農水委員会ですから。

最後に、また済みません、JRAの方、今クラブ法人といって、一般大衆から出資を募って、それでその法人が競走馬を走らせると。で、配当をまた会員に配当するという仕組みがあるわけですよ。ところが、これはどうも会社がつぶれてしまつて出資者が結局何か大損をしようというふうなケースもありまして、やはりJRAとしては、その会社と出資者の都合だということだけではいいの、仮にそういうことがないような、そうした消費者保護対策を私は講じてもらいたいと思うんですが、それに対する姿勢、考えはいかがでしょう。

○参考人（高橋政行君） 今おっしゃいましたように、クラブ法人という形で馬主資格を認めておるわけでございますが、これは出資者たる会員の皆さんが非常に多いわけでございますので、これらの皆さん方が非常に不測の損害を被るとかそういうことになってはいけないということで、現在、商品ファンド法に基づきまして、金融庁それから農林水産省の認可を受けまして、その監督の下に業を行つてもらつております。

したがって、我々JRAといたしまして、出資者保護、会員の保護という観点から、いろいろそちらの方からも情報を得まして、会員の皆さんに迷惑にならないようにというふうな指導をしておるという状況でございます。

○小川敏夫君 出資者は言わば強固な競馬ファンでもあるわけですから、そうしたファンも大事にしたいので、もっと競馬が発展して売上げが伸びるように努力をしていただきたいということ、を述べて、私の質問を終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に関連しまして質問をさせていただきます。

まず初めに、法案提案の理由に関連して質問をさせていただきます。

我が国の競馬の近年の売上げが減少しているわけでありましても、この理由についてどのよう

に農林水産省、とらえているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 近年の売上げ減少の理由でございます。

具体的に売上げの状況を見ますと、電話投票会員の競馬参加者は増加をしているのに対して、一人当たりの購入単価が大きく低下を

しているように思われます。

その理由でございますが、景気は回復基調というふうには言われておりますけれども、余暇や娯楽にかけられる支出は依然として回復がまだ見られていないということがございます。それから、娯楽、趣味の多様化などがございまして、新しい

ファンの確保がなかなかできないということ、それからパチンコ等で、時間的あるいは交通アクセス的にも手軽な娯楽との競合が激しくなっているというふうなことがあると思っております。

○渡辺孝男君 次に、地方競馬や他の公営競技の売上げは平成三年がピークになっているというところになっているわけですが、中央競馬のみ平成九年度まで売上げが伸びて、同年がピークであったということですが、この差についてはどのようにとらえているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 今委員からお話がありましたように、中央競馬では他の公営競技に比べて六年間、平成三年から九年の間ですが、この間は売上げが伸びたということでございますが、次のような理由が考えられるのではないかと

思います。グリーンチャンネルの放送開始等によりまして情報提供が拡大してきたと。あるいは、テレビコマースや有名タレントを起用するということ、ファンサービスや広報の実施を積極的に

行ってきたということがあろうかと思えます。

それから、レースの体系化が非常にうまく行われて魅力ある番組の提供がなされるとともに、メジロマックイン等々の名馬が出るということ、ファンの方々にも支持があつたということ

でございます。

○渡辺孝男君 そういう意味では、景気低迷とかほかの娯楽等の影響があつて全体的には売上げは減つていたけれども、中央競馬の方は様々な改善

をしながら売上げのピークを遅らすことができたというふうな感じがします。そういう意味では、努力次第で成果が現れるということを示しているのかというふう

に感じて質問をさせていただきます。

次、競馬法の平成十六年の法改正後、約二年間で今回の法改正になったわけですが、約二年間

も、この理由についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(国井正幸君) 先生今御指摘のように、十六年に改正されたわけですが、この改正の視点は

おおむね三点であつたというふうに思っています。

一つは、馬券の販売等の民間委託をするということ、あるいは二つ目には、主催者の連携を支援する競馬連携計画を策定するということ、それから

三点目が、交付金納付猶予制度の措置を講じると、こういうふうなことで、何とか地方競馬の収支を改善したいと、

こういうふうなことで、やっ

てまいりました。そういう中で、おかげさまで一部効果を上げてい

るところも出てきたわけですが、必ずしも十分であつたということではあり

ません。

そこへ今年新たに、十七年の十二月に行政改革の重要方針ということで、中央競馬会

あるいは地方競馬全国協会です、これらのやっぱり組織の在り方をもう一度総合的に検討したらどうかと、

こういうふうな状況も生まれて、そういう状況を踏まえて、関係法人の改革をしっかりと進めると、

そういうふうな意味合いを込めて、二年ほどでございますが、今回提案をさせていただいたと、このよう

なことでござい

ます。

○渡辺孝男君 今お話があつたわけですが、

平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針を踏まえた改革という意味もある

ということでありま

すけれども、この重要方針で示された組織改革というものは今回の法案にも盛り込まれてい

るというふう

に考えてお

りますか、また、講すべき措置で法案に盛り込まれてお

らなかったものに関

してはどのような対応がなされているのか、この

点をお伺い

したいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいまお話があり

ました十七年の閣議決定の行政改革の重要方針で講すべきとされた事項のうちで、法律で措置する必要があるものについて

はすべて今回の法改正に盛り込んだところでござ

います。

それから、今回の法律に盛り込む必要がない、つまり法律で措置を

しなくても対応ができるものにつきま

しては、現在、日本中央競馬会や地方競馬全国協会にお

いてできるだけ早く対応するとい

うことで検討を重ねております。

具体的に言いますと、先生からお話がありまし

た事業の問題、国の畜産振興事業との役割分担ですとか、ある

いは子会社の再編成、統合、それから入札結果の公表とい

った問題については既に一部実施に移して

おりますし、残るものについても本年中に実施をするとい

うことで日本中央競馬会では検討して

おります。

また、中央競馬会との関係で、外部監査の導入につ

きましては、平成二十年度に実施すると。それから、競馬の公正中立の確保上支障のない契約の競争入札への移行とい

うことについては、二十二

年度までのできるだけ早い時期に移行するとい

ことで準備を進めて

おります。

また、地方競馬全国協会につきましても、助成事業の選定、評価を行

う事前評価委員会の設定については既に実施を

しておりますし、事後評価あるいは評価結果の公表につ

いては本年度中に実施することとして

おります。また、外部監査の導入については二十年

度中に実施するとい

うことによりまして、それぞれできるだけ早く対応するとい

うことで措置をして

おります。

○渡辺孝男君 そういう意味では、指摘された行政改革の重要方針

については、この法改正以外のものは引き続き実施を

していくということであり

ますので、これはしっかりと取り組んでいただ

きたいと思

います。

次に、法案の内容に

関して質問を

させていただきます。

今回の競馬法の一部改正案では、地方競馬全国協会の組織改正と業務の追加が行

われることにな

るわけでありま

すけれども、競馬活性化計画が実効性あるものとなるための新たな仕組み、改善点

はどういうもの

なのか、また運営委員会が果たすべき役割がどうい

うものなのか、この点、大臣に確認を

したいと思います。

○国務大臣(松岡利勝君) 今先生お尋ねの件でござ

います。今回の改正によりまして地方競馬につきま

しては主催者の連携を促進するための現行の助成制度を

拡充すると、競馬活性化計画制度とすることとして

おるわけ

でございます。

具体的なことでござ

いますけれども、その中身といたしましては、一つ

といたしまして、競馬活性化計画の作成に当た

る主催者間の所要の調整を地方競馬全国協会

のイニシアティブの下で行うことと、二つ目

といたしまして、これまで主催者が共同して行

う事業に限って支援の対象としていましたものを、

主催者が単独で行う事業についても対象とする

ようにしたこと

ということでござ

います。このような形で支援措置を拡充する

こととした次第で

ござ

います。

また、地方競馬全国協会の意思決定機関として新たに設置されました運営委員会につきましては、予算や事業計画のみならず、主催者間の開催日程の調整等の方針を決定する権限を有することとしておりまして、地方競馬の活性化に重要な役割を果たすものと、そのように期待をしているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、競馬法の一部改正案の第二十三条の十九の第四によりまして、運営委員会の委員が交代した場合に、選挙等があるわけでありま

とともに、その経営に外部の知見と活力を反映することによりましてその一層の効率化を図るため、こういう目的で設置されるものでございませう。

また、具体的な解任の手続につきましては、理事長を解任をするという場合にはその任命権者であります農林水産大臣が行うことになりま

けでございますが、これについては、私も調査を昭和三十三年から実施をしておりますが、十七年度までの合計で九千二百九十二億円が地方公共団体の一般会計に繰り入れられているということになっておりまして、学校等の公共施設の維持整備や社会福祉関係の費用に充てられているところ

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員御指摘がありまして、運営委員会の委員が選挙などで首長でなくなるといふようなことがあります。今度の統一地方選挙のような場合には、正に多数の委員が一度に交代するといふようなことも想定をされます。そういう場合であっても、運営委員会の業務の継続性に支障が生ずるといふことがあつては困るわけございまして、このため、仮に委員である首長の交代があつた場合には、交代する人が多い少ないにかかわらず、新しい委員を選ん

じや、具体的にはどういう基準かということでございますが、経営マインドに優れた企業経営の経験者、言つてみれば経済界、そういった中からそういう経験者の方を、そしてまたもう一つには、競馬ファンの声を代表すると、こういう意味でマスコミ関係者等を想定をいたしていただくと、そういうことで選定してまいらうということでございます。

次に、競馬法、競馬をめぐるそのほかの諸課題について質問をさせていただきたいと思ひます。が、我が国の競馬は、売上金や剰余金の一部を国や地方の財政に回すことによりまして、畜産振興やあるいは社会福祉の充実等に貢献してきたわけでありま

○国務大臣(松岡利勝君) 先ほど局長から申し上げましたように、中央競馬会ではその売上げを国庫納付という形で納めまして、そこに畜産振興対策、さらには社会福祉、また地方競馬会の方からも地方財政の方にその収益の一部を繰り入れるという

○渡辺孝男君 三問ですけれども、日本中央競馬会に経営委員会が新設されることになりま

○政府参考人(山田修路君) 役員

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬の売上げ

○渡辺孝男君 先ほども、これまでの中で中央競馬に關しては十兆円以上の貢献をしているといふことでありまして、地方競馬も経営が良かったと

○国務大臣(松岡利勝君) 先生にお答え申し上げ

○政府参考人(山田修路君) 役員

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬の売上げ

○渡辺孝男君 先ほども、これまでの中で中央競馬に關しては十兆円以上の貢献をしているといふことでありまして、地方競馬も経営が良かったと

○国務大臣(松岡利勝君) 先生にお答え申し上げ

○政府参考人(山田修路君) 役員

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬の売上げ

○渡辺孝男君 先ほども、これまでの中で中央競馬に關しては十兆円以上の貢献をしているといふことでありまして、地方競馬も経営が良かったと

○国務大臣(松岡利勝君) 先生にお答え申し上げ

○政府参考人(山田修路君) 役員

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬の売上げ

○渡辺孝男君 先ほども、これまでの中で中央競馬に關しては十兆円以上の貢献をしているといふことでありまして、地方競馬も経営が良かったと

きには九千億円ですか、そういう地域に貢献する財源を提供していったことであると思いますので、非常に、公営競技でございまして、こういう公営的な事業というのは大変重要だと思っております。今後、経営改善をしながら畜産あるいは社会福祉等に貢献できるように頑張っていくていただきたいと思います。そのように考えるわけでありまして、違ふ質問になりますけれども、こういう経営改善の対応として、一つは中央競馬と地方競馬の連携協力による対策というものもあると思うんですが、この点に關しましてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 中央競馬と地方競馬の交流、協力についてでございます。

これは、地方競馬と中央競馬の競走馬が同じレースで競い合う交流競走というのがございまして、これは十七年度でいいますと地方、中央合わせて合計で八百五十六の競走が行われております。それから、地方競馬所属の競走馬が中央で出走の機会を得るために行われております認定競走がございまして、これは合計で四百二レースが十七年に行われております。このほか、相互の施設を活用した馬券の発売等の協力も行われております。

今後とも、中央、地方の競馬主催者が相互に交流し、あるいは協力し合うということで全体の回復向上につながるよう促していきたいと考えております。

○渡辺孝男君 次に、地方競馬の廃止や競馬の経営悪化による馬産地へのマイナスの影響が大きいわけでありまして、この対策、政府としてどのように行っていく方針なのか、先ほども質問ございましたけれども、なお確認の上で国井副大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣(国井正幸君) 先生御指摘のように、縮小再生産の中で競走馬の能力が下がることがないようこれ心掛けなくちゃなりませんので、そういう意味で、現在、競走馬生産振興事業、これやっておりますが、これは主に御案内の

とおり共同利用施設等への助成等、効率的な競走馬の生産に資する部分をしっかりと助成をするということ。

それから、優良な雌馬、これを導入する場合について、三分の一を限度としてこれも支援をしていきたい。

さらに、低利融資制度を導入することによりまして金利負担を軽減していくというふうなことで等々を今既にやっているわけでありまして、この計画が二十一年度まででございます。更にそれを二十四年度までですか、延ばすことによりまして、先ほど申し上げたような縮小再生産に陥って能力を落とすことのないように最大限努力をさせていただきます。と思つております次第でございます。

○渡辺孝男君 安倍総理、地域再生に力を入れるということでございますので、馬産地対策も今回の法改正で、先ほどもお話ししました競走馬生産振興の業務等、平成二十一年から二十四年まで三年間延長して支援ができるという形になりましたので、これは評価をしておきたいと、そのように思っています。

ほかの質問用意しておりましたが、時間参りましたのでこの次の機会に回させていただきますと思います。

ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今、中央競馬そして地方競馬とも売上げが落ちていまして、特に地方競馬それから馬産地が非常に厳しい経営状況にあるんですね。

私もいろいろ話を聞いて回っているわけですが、先日はJRAの美浦のトレーニングセンターまで行ってきました。馬のプールというのがあって、馬がプールで泳いでいるのを見て、犬かきじゃなくて馬かきなんです、本当に上手に泳ぐんですね。それで、人間もそうですけれども、足首に負担を掛けずに心肺機能を高めたり、筋肉をつくったり、あるいはリラックスということもあるという説明も受けて、感心して見てきたわけですが、それと、既告も行ってきました。

馬とともに働く人たちもかまえてきたわけですが、やっぱり、競馬が健全なスポーツ、そして国民のレジャーとして発展をしてほしいなというふうに思っているわけなんです。

私の地元は北海道の日高地方というのは日本で最大の馬産地ということで、農業生産の八割を占めていまして、ですから、関連産業含めて正に基幹産業で、これが下がっていきますと全体が下がっていくという、地域全体が沈んでしまうという、そういうことになっていくわけなんです。

それで、農水省は、前回の改正で競走馬生産振興事業をつくったわけですが、この間、生産地ではその補助金による選別的な担い手育成が強まっています。零細な生産者というのは言わば半強制的に辞めざるを得ない方向になっているわけなんです。借換えの融資を受けたけれども、今、自己資本比率八％達成というふうなことで、こういうこともあって農協の段階ではねられてしまつて受けられないと。ですから、融資の実績は予算額に満たない規模に抑えられているわけです。

そういうところに立つて、今後の、農水省として軽種馬生産についてどのように考えているのか、まずお答え願いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 今後の競走馬の生産対策についての御質問でございます。

今委員からお話がありましたように、我が国の軽種馬の生産、特に北海道の産地におきまして、やはりいろいろな制約の中で経営がなされているというふうなことがございまして、やはり、ほかの国に比べると歴史が浅いということもあって、技術水準にやはりまだ差があるということ。それから、血統のはやり廃り、あるいは個体差がありまして、価格が非常に、馬の価格の変動が大きいということ、経営リスクが非常に高いという状況にもあります。

それから、今お話がありましたように、零細経営が多数を占めるというふうな構造もございまして、規模拡大がなかなか進まないというふうな制約がございまして、特に、最近では地方競馬の主催者が競馬事業から撤退をしたり、あるいは

は賞金の引下げによりまして馬主の競走馬に対する購買の意欲が低下するというふうなこともありまして、競走馬の需要が減少しております。生産頭数も減少し、農家経営をめぐり情勢は非常にやばい厳しいものがあるというふうなことを考えております。これにつきましまして、今委員から御指摘がありました十六年度の改正で、競走馬生産振興事業というところでその振興措置を講じております。

今お話がありました、この事業についていろいろ問題があるという御指摘がございましたけれども、私どもとしては最近はその実績も大幅に増えてきているというふうな理解をしております。今回の改正ではこの実施期限を三年延長をいたしまして平成二十四年度まで実施をするということで、こういった事業の活用を通じて馬産地の対策を進めていきたいと考えております。

○紙智子君 北海道の軽種馬の生産者からいいますと、これまで本当にいい馬をつくらうといつてたくさん馬をつくって、そして搬出してきたと、言わば競馬事業全体を支えてきたという、そういう思いがあるわけなんです。中央競馬はもう毎年三千億近く国庫に納付しているわけですが、現地の声としては、その中で使途不明確な部分があると。それから、一般会計に畜産振興からは結局軽種馬にはお金が回ってないんじゃないかと。上納されたお金の中からいろいろ振り分けてい

うお話ありましたけど、畜産振興というけどそこには馬が入っていないというのがいつも出される声でもあるわけなんです。やっぱり古くからの生産農家は、この問題をもっと前に解決していれば今のようないびつ状況にならなかったんじゃないかという声も出ているわけなんです。

賞金についても、かつては生産者が受けられた生産者賞が、今は生産牧場賞と牝馬所有者賞に分けられていて、この牧場賞の方が減少傾向にあるということなんです。いずれこれも廃止されるんじゃないかということで、非常に心配だという声も出されているわけだ、そうあつてはならないということ、それによつと一言求めておきたいというふうに思います。

それと、地方競馬についてなんですけれども、北海道の累積赤字、これは二百二十六億円と、それから岩手は赤字の穴埋めのために三百三十億円というところで、この融資をめぐって県議会でも大きな問題、議論されているわけです。そういう状況の下で、今回のこの改正案がどれだけ効果があるのかなというふうに思うわけです。

競馬活性化計画の事業にしてもこの交付金の選付にしても、主催者が自ら施設整備を行わなければ結局何も受けられないという仕組みになっている。そうすると、体力のある団体はいんだだけでも、経営の厳しい主催者にとっては今までと何ら変わりないというのが実態じゃないかと。しかし、地方競馬が本当に廃止されるかどうかという瀬戸際の中で、この問題というのはやっぱり地域の雇用にも大きく影響しますし、馬産地そのものにも重大な影響を与えるわけです。

ですから、施設補助だけじゃなくて、もっとやっぱり地域の窮状に見合った地方競馬の支援を検討すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 地方競馬の支援についての御質問でございます。

地方競馬がなかなか厳しい状況にあるということとは委員の御指摘のとおりなんですけれども、この原因といえますか、いろんな分析ができるかと思いますが、一つには、各主催者が個別に競馬関係施設の設置を行うといったことから高コストな体質があるのではないかと、それから第二点目には、主催者ごとにばらばらな日程、番組編成が行われていてレースの魅力がもう一つつかないというようなことがあります。それからさらに、実際に地方競馬をやっているその商圏といえますか、ファンが買ってくれる範囲というのが比較的狭い、限定されているというようなこともございます。こういった問題をやはり解決をするというのが地方競馬の活性化につながるというふうに考えております。

今回の改正によりまして、地方競馬全国協会を

地方競馬主催者が意思と責任で運営をしていく地方共同法人というものに改組をしていきますとともに、主催者が共同して利用する施設の設置や、それから主催者間の開催日程、番組編成の調整等を行うという業務も追加をしたところでございまして、それから主催者が一層の事業収支の改善に取り組めるように、これまで連携計画制度で行っていたものを拡充をしまして競馬活性化計画制度にしていくというようなことや、納付金の納付ができる期間を三年から五年に延長するというようなこと、あるいは交付金の還付制度という手法も作ったわけでございまして、様々な選択肢を地方競馬主催者に提供をするというような措置も講じております。

こういった様々な支援措置を有効に活用して、地方競馬主催者が連携をするということも行いながら、全体として改善されていくということを期待をしているというのが今回の改正でございます。

○紙智子君 北海道や岩手などの七団体から具体的な要求が上がっていて、単年度収支が赤字のときの交付金の還付とか、あるいは公営企業金融公庫の納付金の猶予などを要求し続けてきていたとして、これについては是非検討していただきたいというところを申し上げたいと思います。

それから、改正案の一つの柱になっています規制緩和についてなんですけれども、競馬の施行に関する規定の軽微な変更については、今後、大臣認可の手続を外すということなんですけれども、場外馬券の売場の設置についての変更というのはあるのかどうか。宮城県の場合は塩竈なんかで、場外設置をめぐって住民の反対の声も上がったりもしているんですけれども、この設置基準、これは大臣承認の仕組みに変更を加えるということはあるんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) ただいまお話がありました今回の改正では、国の規制や関与を緩和するという措置が含まれているわけでございまして、今御質問のありました場外馬券売場の設置基

準につきましては、周辺の社会生活に支障を来さないように、また公正かつ円滑な勝負投票券の発売という業務が行われるという観点からこの設置基準を作っております。

現在の状況を見ますと、場外馬券売場の運営というのはいくつかの基準の下で適正に行われているというふうな判断をしております。これを緩和することは考えていないところでございます。

○紙智子君 次に、競馬会と子会社、関係会社との随意契約の問題で聞きたいと思います。前回の改正のときも、質問の中で、総務省行政監察の結果を基に指摘をさせていただいたわけです。そのときに農水省は、JRAの子会社、関係会社とのリース契約等について随意契約の見直しを指導するという話をされました。トータルゼータシステムですか、それからスタートティングシステム、各馬一斉にそろってスタートするというところですか、それから競馬場の施設整備、保守管理、これはエレベーターの管理だということはお聞きしましたけれども、あとJRAホームページの運用管理等々、子会社が一〇〇%契約と

いうものが依然として多いわけですよね。これ、どのように指導されているんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) この随意契約から競争契約の移行ということでございますが、日本中央競馬会では競馬場の建築から物品の納入までいろんな取引を行っておりますけれども、やはり競馬が公正に行われていく必要があるという観点でいいますと、例えば偽造防止措置を馬券について講じなければいけないというようなことで、その馬券の作成業務というものはやはり公正確保の必要から非常に不可欠な、特定の者にやっていただく必要がある業務であると考えております。

それから、例えば場外馬券売場の賃貸借契約などについてはその当該施設を借りるしか方法がありませんので、やはりその性格上、競争性のない取引というものがあります。こういったものについてはやはり随意契約とならざるを得ない部分がありまして、こういった随意契約とならざる

を得ないような取引以外のものにつきましては、十七年十二月に閣議決定をされました行政改革の重要方針に記載をされておりますように、十二年までのできるだけ早い時期に競争入札に移行させるという方針でございます。

現在、日本中央競馬会において契約内容を精査して、この閣議決定で決定された内容を実現するように検討しているところでございます。

○紙智子君 公正確保上という話をよくされるわけですが、そういうふうな言っているとそこだけ聖域になってしまおうという面もあると思うんですね。そこも含めてこの見直しをするのかどうかというところもあるわけですが、競馬会から、子会社、関係会社に、十二社あるわけですが、ここには役員が天下っているわけですね。七十四人中五十二人が天下っているわけですね。このトータルゼータ株式会社というのは常勤の役員では七名中四名です、それからスタートティングシステムは二名と、競馬施設の建設については六名中五名がこの競馬会の天下りになっているわけですね。随意契約であつても天下りがないならまだ話が分かるんだけれども、この役員の七割が競馬会の天下りということになると、これはちょっと納得できないというふうな思っています。競馬会自体が農水省の事務次官を始め有力な天下り先になっている、理事十二名中四名が農水省なわけですね。随意契約九四%という非常に高い率で、これは中央省庁の平均八割と比べても高いと。世間は、やっぱり農水省と競馬会と子会社が癒着して不透明な契約にメスが入らないんじゃないかという声も上がっているわけです。行政監察の中でも、公正確保に配慮しつつ見直すと言っているわけですが、なかなか、進めるとは言うんだけれども、数値として変わっていないというところではやっぱりいけないんじゃないかと。経営委員会が今回つくるわけだけれども、このところにメスが入るのか、入れるのかどうなのかと、ここについてもなかなか変えられないんじゃないのかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 競争入札への移行の観点につきましては、やはり競馬の実施、運営という観点から、どうしても相手方が特定される業務がございます。そういう意味で、こういったものについてはやはり引き続き随意契約で実施をしていかざるを得ない部分があるということの御理解いただきたいと思います。それ以外の部分については、先ほど言いましたように、閣議決定に従ってできるだけ速やかに実施できるように検討をするということでございます。

現在におきましても、もう既に一部は実行に移しているところでございまして、競馬場周辺の清掃あるいは交通整理といったことは、これはもちろん他の機関、子会社でなくても実施できるわけですから、こういったものについては契約方法を変更するというようなことで既に実施をしているところでございます。

○紙智子君 どれが本場に適切にやられているかどうかということとはやっぱり明らかにならないといけない。随意契約をずっとやっていけば、なかなかその中身というのは判断ができないという問題があるわけで、これはやっぱり見直すべきだということふうに思うんです。経営委員会ができて余り手が付けられない部分もあるという一方で、競馬関係で働いている人たちへの影響がどうなのかということもお聞きしたいと思うんですけど。

この間、競馬会も労務諸費について削減をして、馬券発売の従事員の経費というのは、平成十二年に比較しますと大体六割ぐらい激減しているわけです。今は定年退職数を見込んで自動発券機を導入しているんですけども、今後、経営委員会の目標設定でスリム化を進めるということになった場合、それが最優先されるとどんどん自動発券機が導入を進められることになるんじゃないかと。

また、経営委員会が、厩舎ですね、こちらの方のコストカットということで数値目標を持ち込むというになると、これまで以上に各種の手当の削減が進められて厩務員の労働条件の低下も

たらずんじゃないかと、こういう懸念があるわけですから、この点についてはどうでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 従事員の方あるいは厩舎関係者の方々、これも大変競馬会あるいは競馬関係の競馬サークルの中で非常に重要な役割を果たしていると考えておりまして、こういう人たちがやはり自信を持って生活していけるということとは重要なことだというふうに思っております。

一方で、世の中のこの組織もそうですけども、やはり経営を合理化しスリム化しながら実施をしていく必要があるというふうな状況でございますので、それは全体の競馬関係者の中で努力をしていただくという中で、それぞれの立場も守っていくというふうなことを相互にやっていかざるを得ないのではないかと考えております。

○紙智子君 じゃ、最後に大臣にお伺いしますけど、今そういう答弁もあつたわけですけど、やっぱりこの経営委員会が効率化最優先という形でコストカットを実現したけれども、結局、今まで競馬を支えてきた、そういう携わってきた人たちの労働条件が極端に悪化したり、そういうことがあつてはならないんだと思うんです。

仮に、一時的に支出が減つたということがあつたとしても、やっぱり効率優先で支えてきた人自身が大変な事態になるということがないように、これまでもそういう話合いというのか、ずっと積み重ねてきているわけですけども、そこは競馬の発展を阻害することにならないようにするために確保すべきだということに思うんですけれども、これについて大臣の答弁をいただきたいと思ひます。

○委員長(加治屋義人君) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(松岡利勝君) はい。

今局長からも答弁があつたと思いますが、いろんな関係者の一致した協力、それによって成り立っているわけですから、どこか一つのところだけにしわ寄せが行くような、それはやっぱりあつてはならないことだと思っております。

りあつてはならないことだと思っております。全体的に経営の改善や改革は必要でありますし、そういった中で今先生御指摘のような方々の立場というものもこれまた大変重要でございますので、それが全体の中でしっかりと守られていくような、そういったことについては農林水産省としてもできるだけの後押しをしていきたいと思っております。

○紙智子君 終わります。

○委員長(加治屋義人君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、競馬法及び日本中央競馬会法の一部改正案について反対の討論をいたします。

反対の理由は、日本中央競馬会に経営委員会を設置し、経営の基本方針、目標等の決定、役員職務執行の監督、目標達成状況の評価などを行わせるということ、日本中央競馬会に民間的経営手法をより強化する仕組みをつくるもので、公営ギャンブルの営利追求を強める方向と見られるからです。

農水省は提案理由を、経営責任を明確にする仕組みをつくるとしていますが、経営委員会が売上げの数値目標を設定することを可能にし、業務の運営状況が悪化した場合で、担当役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でない場合は、大臣及び理事長がその役員を解任できるとする規定を設けることは、実質的には、下げ止まらない売上げと国庫納付金を食い止め、増収させるために、一層のリストラや合理化を推し進めることになりかねません。それは、競馬事業の振興のために尽力し続けてきた従業員や厩務員などの働く人々が長年にわたり労使で確認してきた労働条件の切下げにさえ踏み込みかねないものです。

競馬会と子会社、関係会社との不透明な随意契約については、公正・中立性の確保という大義名

分の下、平成二十二年以降も継続することを農水省は認めており、政府の進める行政改革がいかに国民要求と懸け離れたものかを示すものであり、認められません。

競馬事業は曲がり角にあります。今日先のコストカット、効率化だけに取組むならば、長い目で見て競馬振興、馬事文化の振興には逆行するものであると懸念します。交付金猶予の延長等一部改善も見られますが、わずかであり、全体として反対せざるを得ません。

日本共産党は、競馬が健全なスポーツとして発展することを願ひ、また馬産地、地方競馬への支援充実を願ひます。より根本的な発展方向への議論の場を設けるべきであることを付け加えて、討論をいたします。

○委員長(加治屋義人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(加治屋義人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

平成十九年五月二日印刷

平成十九年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B